

[速報版]

- 委員長（谷口敏也さん） ただいまから厚生委員会を開きます。
- 委員長（谷口敏也さん） 初めに休憩を取って、本日の流れを確認いたしたいと思います。
- 委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） 本日の流れにつきましては、１、行政報告、２、次回委員会の日程について、３、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということで、それでは、そのように確認いたします。

- 委員長（谷口敏也さん） 市側が入室するまで休憩いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） それでは、委員会を再開いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） １、行政報告、(1)、生活環境部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- 生活環境部長（鎮目 司さん） 本日の行政報告は１件です。来年１０月に設立を目指している住協活動等支援法人（仮称）の設立に向けて、このたび住民協議会が取りまとめました「住協活動等支援法人（仮称）設立の基本的な考え方」について、御報告させていただきます。

内容につきましては、担当の課長から資料に沿って順次御説明いたします。

- コミュニティ創生課長（天野昌代さん） まず、資料１のレジュメのほうを御覧いただきたいと思います。「住協活動等支援法人格（仮称）設立の基本的な考え方」についてです。１番、こちら、支援法人（仮称）設立の背景です。こちらは記載のとおりなんですけれども、こちらの動きといたしまして、令和７年度なんですけど、６月に住民協議会の事務局長とコミュニティ創生課による法人設立準備ワーキンググループを設置し、法人設立に向けた課題の整理を行ってまいりました。その間、毎月開催される住民協議会在り方検討委員会や、年に３回開催される住民協議会連絡会のほか、１２月から１月にかけて、全ての住民協議会事務局の職員を対象とする職員説明会を開催し、検討経過の共有や意見聴取などを行いながら、住民協議会が取りまとめを行ってきました。

その結果、２番に記載のとおりなんですけれども、住協活動等支援法人（仮称）設立の基本的な考え方が、令和８年５月、全部の住民協議会が合同で設置しました住民協議会連絡会の承認を経て策定されました。なお、この基本的な考え方は、令和６年３月に策定しましたコミュニティ創生基本方針や、令和７年３月に策定しましたコミュニティ推進計画2027で定めた住民協議会の役割や、目指すべき内容を踏まえたものとなっております。

３番の今後の進め方です。各住民協議会のホームページや広報紙で紹介するほか、説明会等を通じて、住協の委員や地域住民、事務局職員を対象に説明を行ってまいります。市としましても、各住民協議会の取組を支援してまいります。

レジュメの説明は以上となります。

- 住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） すみません、呪文のような役名で申し訳ございません。

それでは、お手元にお配りしております別紙１、「住協活動等支援法人（仮称）設立の基本的な考え方」について御説明を申し上げます。それでは、お手元の資料から１ページを御覧くださいませ。法人設立の背景としまして、住協や地域コミュニティに関する課題等をまとめております。特に近年では、

[速報版]

役員の成り手不足や、参加者の固定化の悩みを抱えている地域も多く見られます。

2ページを御覧ください。住民協議会の在り方検討委員会では、これらの課題に対して、コミュニティ・センターが地域のネットワークのつなぎ役としての役割を果たすことなどが必要と考え、そのためには、地域のネットワーク機能やコーディネート機能の強化が不可欠であるとしています。このための施策の1つとして、令和6年5月に住民協議会の事務局機能の法人化を、在り方検討委員会から市に対して提言として提出されました。

3ページにお進みください。新設する法人は、コミュニティ・センターを拠点とした住民協議会等の活動を支援することにより、市民主体のまちづくりを推進し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。この目的のために、地域コミュニティのさらなる活性化を目指して、住民協議会等地域団体の活動支援、コミュニティ・センターの管理・運営、地域コミュニティの活性化に向けたコーディネート業務を行うものです。

4ページにお進みください。新設法人は、令和10年4月から各コミュニティ・センターの指定管理者となるとともに、地域コミュニティのさらなる活性化を目指して、ここに示す4つの取組で、住民協議会の活動支援を通じて地域の活動をサポートしていきます。こちらの4つの項目は、市のコミュニティ創生基本方針と、コミュニティ推進計画2027の内容を踏まえたものです。

では、5ページにお進みください。新設する法人の概要です。令和9年10月の設立を目指しています。法人の形態は、社会的信用性の高さと評議員による審議性の高さから、一般財団法人を想定しています。また、新設法人は令和10年4月から各コミュニティ・センターの指定管理業務を担うこととし、住民協議会の意向を法人の運営に反映するため、各住協の会長には新設法人の理事に就任していただくことを想定しています。

6ページにお進みください。コミュニティ・センターと住民協議会の役割分担についてです。コミュニティ・センターは、引き続き住民協議会の活動の拠点であるとともに、地域コミュニティの活動、交流の場となります。各住民協議会は、これまでと同様に地域住民で構成される任意団体として、従来の組織及び活動を継続し、コミュニティ活動の一層の活性化、地域団体との相互連携などを担います。この点は、法人設立前と変更はありません。市から住民協議会に交付している指定管理料及び助成金は、新設される法人への交付に変更します。

しかし、引き続き、住民協議会が自主的、主体的に活動を続けていくために、主に活動費助成金の用途や、予算・決算に関与する仕組みを導入するよう検討を進めています。

7ページにお進みください。職員体制などについて記載をしております。法人の本部事務局は、法人全体の運営、職員の雇用管理、給与関係事務の一括処理、共通する事務処理などを担当します。また、法人の設立当初は、各コミュニティ・センターの事務局に非常勤職員を含め、現在と同じ人数の職員を各コミュニティ・センターに配置します。法人の職員は、施設の指定管理業務及び地域コミュニティのさらなる活性化を目指す住協活動等への支援業務と、その拡充に取り組みます。

住民協議会の事務局職員は、令和10年4月1日付で新設法人に移籍します。その際、職歴等は全て引き継がれるものとし、平成29年6月以前に住民協議会に雇用された者については、新設法人に雇用された後も、御本人の同意なく人事異動の対象とはしない予定です。

8ページにお進みください。法人設立前後の主に事務局職員を中心とした関係性の変更点をまとめています。現在、事務局の職員は各住民協議会が直接雇用していますが、法人設立後は法人が雇用し、各

[速報版]

コミュニティ・センターで勤務することとなります。

9ページにお進みください。住民協議会と法人職員との指揮命令権の変更についてまとめています。偽装請負と認定されることがないように、法人設立後は住民協議会から法人に対して無償の委託契約に基づき、各事務局に勤務する法人職員が住民協議会からの依頼や要請に沿った支援を提供します。

10ページにお進みください。法人設立後の住民協議会、新設法人、コミュニティ・センター、三鷹市の関係と、地域コミュニティの活性化を目指すためのそれぞれの役割や、関係性のイメージをまとめています。それぞれの主体が、また地域の様々な団体等と連携、支援し合って、地域コミュニティの活性化を目指すこととしています。

11ページを御覧ください。法人の設立により期待される効果についてです。住民協議会という任意団体の課題であった、対外的に組織の代表である会長が個人の責任を問われるといったリスクが解消されます。任意団体から法人になることにより、これまでできなかった商取引、金融取引等が可能となります。これにより、業務の効率化につながることが期待されます。

7か所それぞれで行っていた事務手続を法人で一元管理することにより、業務の効率化が図られ、事務局職員が地域のコーディネート機能を担う体制が整備できます。コミュニティ・センターという公共施設を7つの住民協議会、それぞれが管理・運営していたことによる利用方法の分かりづらさや、予約方法が、令和7年度から利用している共通の予約システムや、ウェブサイトシステムの導入により、順次解消してきています。今後は、法人全体の目標として、コミュニティ・センター全体の利用率向上や、新規利用者の増が期待されます。

また、事務局職員の雇用主が任意団体である住民協議会から新設法人に変更となることで、身分保障等が厚くなるという利点があります。

それでは、最後のページ、12ページにお進みください。改めて法人設立までの概要スケジュールを御説明します。令和8年4月、コミュニティ創生課内に法人設立準備担当が配置されました。6月には、事務局職員を含めた法人化に向けた課題を検討する体制として、2つの検討グループの設置を予定しております。現在、このグループをスタートできるよう、メンバーの募集等準備を進めております。

この検討グループと、これまでの住協の在り方検討委員会での検討によりまして、法人と住協との関係の整理、経費処理の検討・整理、雇用関係の整理などを今後詰めていく予定です。これらにより、令和9年10月の法人設立、令和10年4月の業務開始を目指して、市の支援の下で準備を進めていくとしております。

御説明は以上でございます。

○委員長（谷口敏也さん） 資料の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。御説明ありがとうございました。先ほど資料の1のところで御説明いただいたときに、これまでいろいろな課題の整理を行ってきたという御説明があったんですが、その課題というのは、役員の成り手不足だったり、参加者の固定化ということが大きな問題としてあると伺ったんですが、もしほかに上がったものがあれば、そのほかにどのような課題が教えていただいてよろしいでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ワーキンググループでの検討の課題の中身ということだったかと思いますが。ただいまの御質問に対しまして、この資料1にも、確かに担い手不足や高齢化といった課題

[速報版]

について書いてあるんですが、このワーキンググループは、あくまで住協活動等支援法人の設立に向けたワーキンググループでございましたので、その中では高齢化や担い手不足といった住協全体の課題はもとより、法人化に向けて、例えばどのような法人の形態がよろしいのか、そして、法人化をすることで一体どのようなメリットが住協や事務局職員の皆様にあるのか。

そして、その先にまた、利用者に対するメリット、そういうものが価値をどのように生み出せるのかといったことを含めて、かなり広範な範囲で議論をしてみました。ちなみに、昨年6月にワーキングを設置した後、このおよそ1年間で、毎回3時間程度、13回にわたり集中検討を行ってきたという経緯がございます。

答弁、以上です。

○委員（佐々木かずよさん） じゃあ、かなり濃密な議論が活発に行われたということで認識いたしました。

その上で、ここの別紙1で今、御丁寧に御説明いただいたんですけども、2ページのちょうど2段落目、今後、この地域のネットワーク機能やコーディネート機能の強化が不可欠というふうに青字で書いてあるんですけど、具体的にどんなふうに進めようとしているのか、まだ具体像は出てないのか、具体的なことを教えていただければと思ったんですが、よろしいでしょうか。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） 2ページ、第2段落、地域のネットワーク機能やコーディネート機能の強化に向けた具体的な取組についての御質問を頂戴いたしました。現在、この資料の中でも御案内をしておりますワーキンググループの設置に向けた準備を進めておりまして、このワーキンググループの中に2つのグループを設置することを予定しております。

1つは、法人の制度、仕組みを検討するチームなんですが、もう一つのチームが、この法人設立によりまして、余力が生まれた事務局の職員さんたちが地域のためにどんな働き方ができるのか、あるいは地域の活動をもっと盛り上げていくために、自分たちがどういう技術やノウハウを身につけることが必要であるのかという、自己研さんの機能を担うワーキンググループを想定しております。

実際にこの業務に従事する皆様自身で自己研さんであったり、外部から講師等をお招きしまして、地域の活動を盛り上げていくための勉強会などを、法人の設立後も継続して開催をしながら、こうした機能、能力を高めていこうということをご想定されています。

○委員（佐々木かずよさん） そうすると、例えば今、地域の中でもいろいろな自主グループだったりと、町会・自治会ではなく、いろいろ個人的に頑張っていらっしゃる方とか、そういった方々と、余力のある方々が連携をとって、その地域で何ができるかということを検討していくという考えでよろしいですか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 再質問にお答えいたします。先ほど、担当課長のほうから御説明したのは、あくまで住協の中の検討グループのお話をさせていただきました。それに加えて、今御質問のあったように、コミュニティ・センターを拠点として、様々な地域のコーディネートの役割を果たしている機関の皆様がいらっしゃいます。こうした皆様との意見交換のプラットフォームとして、市民協働センターに、今年1月にそうしたプラットフォームの事業が立ち上がりました。

ここの中では、地域包括支援センターやコミュニティ・スクールの委員の皆様など、様々な分野の地域コーディネーターの方々がその一堂に会して、それぞれの業務の中での課題や今後の展望、どうしたことを目指していくべきかというような話し合いが行われています。この場に、各住協から今事務局職

[速報版]

員の皆様に参加をいただいております。そうした意味で、住協の内部では、今後、検討グループで検討していく。そして、外との調整、様々な意見交換の場としては、市民協働センターが特に中間支援の強化をしていますので、そこと連携をしながら、目指すべき姿をさらに目指していく、検討していくというようなことで、今進めていただいております。

○委員（佐々木かずよさん） よく分かりました。ありがとうございます。こういうふうになるのであれば、刷新感というか、新しい、本当に生まれ変わったというふうに、市民の方にもぜひ発信をしていただきたいなというふうに期待をしております。

すみません、ちょっと質問なんですけど、4ページの今後、法人の目的及び事業のところ、4番目の専門家とのマッチング支援とあるんですが、これも具体的にどういったことか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） それぞれの活動をされていらっしゃる団体さん、住民協議会の中で活動をされている団体さんには、趣味などで集まっていらっしゃる団体もいらっしゃるれば、あるいは地域ケアネットワークのように、専門職の方々が集まっていらっしゃる団体さんなどもいらっしゃるしまして、非常に人材の層は厚くなっています。

これまでは、それぞれの団体ごとに独立した活動の目的を掲げて、メンバーが集って活動をなさってきましたが、今後、事務局がこういったコーディネート機能、ネットワーク機能を発揮をしていく中で、ある活動に専門の知見をお持ちの方のノウハウを取り入れていくといったことを、事務局がハブになって、つなげ役になっていってはいかがかと。それによって、活動のさらなる充実が図れるのではないかとといったことを、期待を込めてこのような表現になっております。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 1点補足をさせていただきますと、コミュニティ推進計画2027にも記載をさせていただいておりますが、既に各コミュニティ・センターには、例えば地域福祉コーディネーターが派遣をされて、様々な相談が行われております。窓口によらず相談所としてあるコミュニティ・センターに、様々な相談をされる利用者の方々に対して、例えば福祉であれば、現在はそうした体制が整っておりますので、地域福祉コーディネーターの相談サロン事業を御紹介するといったようなことも既に行われております。

2024年時点で、例えば38件ぐらいの成果があったりとかいう、そういう指標も計画にも載せておりますので、現時点でそういうこともやっておりますが、今後は、先ほど申し上げたように、例えば教育のお話であれば、地域のコミュニティ・スクールにつないだり、もしくは地域ケアにつないだり、そういった、まさにつなぎ役ですよね。御自身、住協の委員さんが専門的知見を持って解決するという意図ではなくて、それぞれ適したところに御案内をしてあげる、まさにつなぎ役として、そういう機能を担っていただくということを想定しています。

○委員（佐々木かずよさん） よく分かりました。ありがとうございます。例えば、じゃあ高齢者であれば、何か介護を使いたいと思ったら、地域包括支援センターにどうぞというような形でつなげていくと思うんですが、今後は、こういった住協の方というのは、市民の方、高齢者も含めてですけども、何か困ったなとか、相談したいなと、本当に地域のハブの存在として、さらにいろいろな世代を巻き込んで、拠点として存在するという、さらにさらなるパワーアップという形で認識していったらよろしいのでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの再質問にお答えいたします。質問委員さん、おっしゃ

[速報版]

るとおりでございまして、これは市のコミュニティ創生基本方針にも記載をさせていただき、それを踏まえて、今回この基本的な考え方がまとめられたわけです。再び地域のコミュニティのよりどころとなるために、コミュニティ・センターはよろず相談所として、どんな小さなことでも相談していいところにしたいと。

そのときには、委員の皆様の高齢化、担い手不足もございまして、事務局職員が今行っている指定管理業務や様々な業務、これをDX化するとともに、法人本部に一定程度共通業務を引き上げることで、その余力を地域のコーディネーターとしてのコーディネート能力を発揮していただき、委員の皆様と共に、コミュニティ・センターを拠点とした、そうした地域のよりどころ、よろず相談所の機能を拡充してもらうという、そういうような想定となっております。

○委員長（谷口敏也さん） ありがとうございます。ほかにございましてでしょうか。

○委員（太田みつこさん） よろしくお願いいたします。まず資料1、3番の今後の進め方。別紙1にも同様のことが記載があったんですけども、各住民協議会のホームページなんですけど、昨年、ホームページ一元化でリニューアルをされたと思うんですけども、その後、ホームページの運用については、特設課題等はないでしょうか。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） リニューアルされた住民協議会のホームページの運用状況、課題等についての御質問を頂戴いたしました。令和6年2月の終わりに、7住民協議会のホームページは全施設分リニューアルがされまして、また、7施設の情報を総括するポータルページも1つ、その上部に新設をされた仕組みになっております。

稼働開始から1年2か月たちますけれども、現時点で大規模に停止してしまうですとか、計画外の停止と、メンテナンスなどのもともと予定されていたものを除く計画外の停止といったことは、まず発生をしておらず、順調に運用をしております。

内容に関しましては、各住民協議会が掲載する内容を創意工夫しておるところですけれども、まだ施設の例えば設備の情報であるとか、イベントの情報の随時の更新というのが追いついていない部分は一部あるように認識をしております。特に、イベントの予告情報だけでなく、イベントが実施された後に、その様子を報告するなどの方法をとることで、次年度のイベント参加者を掘り起こすといった、情報発信を強化していくという取組に、今後意識を向けていくように市からも助言をしまいたいと考えております。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。7住協それぞれのホームページ、地域の方の意向に沿って進められていると思うんですけど、デザインですとか、見せ方ですとか、発信の情報、内容というのは少しばらつきがあるのかなと思うんですけども、その辺のサポート体制というのは、どのように進めていくのでしょうか。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） ホームページの運用状況を、市がどのようにサポートをしまいいりますかという御質問をいただきました。現在、ホームページの作成システムの導入に向けた準備の段階から関わっていただいていた、住民協議会の皆様で構成されるワーキンググループ、継続して実施を続けております。

運用開始後も、日々の運用上の課題、細かな課題でありますとか情報発信、より効果的な発信の方法などについて、具体的にページを操作している職員が一、二か月に1度集まりまして、それぞれの住民協議会の現場での課題感ですとか、操作上の疑問点などを直接話し合ったり、あるいはシステムの日常

[速報版]

の監視業務を担っております事業者も一緒に参加をしていただいております、その中で運用上のアドバイスをいただいたり、好ましい情報発信の事例等がありましたら、それを共有するといったような運用がなされております。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。今回、法人設立に当たって、そういったホームページの一元化ですとか、着実に少しずつ全体を一元化といいますか、統括していくことが進んでいるなど感じることはありません。やはり7住協、これまでの歴史ですとか、長年の活動の中で違いがありますので、その辺をどういうふうに一本化していくかというのが大きな課題だったと思いますので、ホームページに関しても、引き続きしっかりとできるところと、できないところもあると思いますので、サポートをお願いしたいと思っております。

また、関連して、今お話ししたとおり、7住協、施設規模や立地、利用状況、併設機能などを、それぞれコミュニティ・センターの環境に差があると感じています。そういった環境の中で、多世代が集まりやすい施設もあれば、スペース機能面で制約がある施設もありますが、今後、地域団体や関係機関とのネットワークの構築については、そういった差が生じる際にはどのように対応していくと検討されていますでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの御質問にお答えいたします。住協の地域独自性を生かしたそれぞれの個性、これ、非常に大事なものだと考えています。今回、法人設立に向けて、様々な業務を平準化し、まとめて処理ができるものは一括処理をするという方向で、1つの方向性として進めています。

先ほど質問委員さんの御指摘があったように、例えばホームページのウェブサイトをとってみても、同じ仕組みを入れたことで、ああ、これはコミュニティ・センターのホームページだと、一定程度分かるような造りにはしているんですが、全ての掲載ページがあたかも単一の施設のように平準化されてしまうと、それはまたそれでメリットが薄れますので、今、若手の事務局職員を中心にワーキンググループの中で継続して、ホームページについてどうしていくべきかということで、かなり議論が白熱していると聞いております。

特に難しいのは、センスがいい、センスが悪いというのは個人差があって、必ずしも客観的には測れない指標だと思っているんです。それとは別に、情報の分かりやすさというのは、これは客観的にある程度分かるものですから、センスを平準化することは求めませんが、分かりやすさについては、これはそれぞれの施設が一番いいところを目指して、それぞれ好事例などを共有し合いながらやっていただきたいということで、市からはお願いをしているところです。

そのほかにも、施設の違い、様々立地の違い等で、今後におきましても、当然コミュニティ・センター、例えば休館日が異なる、例えばそのほか様々な違いがあるわけですが、これをどこまでそろえるべきなのかというのは、非常に難しい問題です。今、この間、約2年をかけて、その差というのは大方出そろったところなんですけど、あるところをそろえ過ぎてしまうと、委員さんおっしゃるように、これまでの様々な経緯や、地域に根差して、せっかくそこを个性的にしてきたのにという、その辺のバランスを見極めながら、今後検討を2つのワーキンググループに分けて集中的に進めていくことで、一番いいバランスでそろえていきたいなと、そのように考えています。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。また、コミュニティ・センターが地域のネットワークのつなぎ役としていくという点でも、機能面ですとか、地域団体、関係機関とのネットワークの

[速報版]

構築にも差が生じるのではないかと思います、その辺のネットワークづくりについては、どのようにお考えでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの質問にお答えいたします。各住協のそれぞれの地域のコミュニティとの関わり方の違い、グラデーションの違いというのも、これは非常に大きな問題として今捉えています。例えば地域ケアや、自主防災組織については、各住協、関わりはあるのですが、濃淡がかなりあります。そこについて、これも先ほどの答弁と同様のお答えになるのですが、差については、今認識がされている。

しかし、これ、どこまでそろえるべきなのかについては慎重に進める必要があると考えていまして、それぞれ福祉部門や、防災部門の所管課とも協議をしながら、設立までに一定の整理をしたいと、そのように考えています。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。特に私が感じているところは、コミュニティ・センターの子どもたちの関わり合い方が、地域によって差があるなというのを感じています。体育館や図書館が充実しているようなコミュニティ・センターには子どもたちが多く行きますが、あまり子どもたちが関わっていないような駅前のコミセンですとか、そういった多世代を対象としたコミュニティ・センターではあるものの、取り巻く環境が違うというところで、学校との関わり合い方、こちらの別紙1の資料のほう、10ページにも、地域コミュニティのさらなる活性化を目指すということで取り組んでいくということなんですけども、コミュニティ・スクールですとか、あと駅前の学校では、校外委員ということで、住協に人を出さないというふうに決めている学校もあります。そうなってくると、住民協議会との関わりや、子どもたち、保護者を含めて、手厚いところもあれば、なかなか関係性がとれないということも出てくるのではないかと懸念するところではあります。そういったところは、どのように対応を考えていますでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの質問にお答えいたします。各コミュニティ・センターでのお子様との関わり合いの濃淡ということだと思うんですが、これについて、もちろん差があることは認識をしておるところです。ただ、法人設立の中で、実際にお子さんとの関わり合いのグラデーションの違いみたいなことには、現時点では、まだその詳細検討には至っていないのが実情です。

ただ、御指摘いただいた点、非常に重要な点だと思いますので、今後のワーキンググループでの検討の中で議題としていきたいと思います。

○委員（太田みつこさん） すみません、法人設立には直接的にはあれかもしれないんですけども、そういったこともあるということを申し上げて、終わります。ありがとうございます。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございませんでしょうか。

○委員（蛸澤征剛さん） よろしく願いいたします。私は、こちらの資料の別紙のほうから、幾つかお伺いしたいと思います。まずは、6ページの新設法人の概要の案のところ、一番下の活動の助成金の使途や、予算・決算に関与する仕組みのところなんですけど、法人化されることにより、多分、助成金が法人のほうに一旦行くということで、これまでとは活動の自由度というのが制限はされないかなということで、まだ仕組み、これからなのかもしれないですけど、その辺りのことをちょっとお聞かせ願いますでしょうか。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） 市から、法人に対して交付した指定管理料及び助成金の活動使途が制約を受けるのではないかとといった御質問を頂戴いたしました。

[速報版]

御懸念いただいていることに関しましては、住民協議会の委員の皆様からも同様の御心配、御意見というのは度々いただくところですが、この法人設立に向けたワーキンググループ、あるいは住民協議会の在り方検討委員会、住民協議会の事務局長と全ての会長で構成されております委員会の中で、そうした御懸念、御心配に対する対案としまして、全ての住民協議会と、法人と、そして市の間で、まずは協定を結びましょうと。相互に支援ですとか、費用の負担に関する内容を定めた協定を取り交わした上で、市が法人に対して交付をする助成金の使途に対しては、基本的に支援を受ける側である住民協議会の意向や、意見が適切に反映されるように、あらかじめ仕組みとして持とうということを予定しています。

また、法人には全ての住民協議会の会長が役員、理事として入っていただくことを想定しておりまして、法人の運営そのものに、住民協議会の委員の代表者であります会長さんが直接関与できる仕組みを整えたいということで、そういった御心配への対応を考えております。

○委員（蛭澤征剛さん） ありがとうございます。これまでと同様の仕組みを継続できるようにしているというお答えだったと思います。僕は、一定程度は事務局の意向が入ったほうが、無駄遣いがないというわけじゃないですけど、そういった監視役にもなるのかなと思っていたので、このおっしゃっていただいた形のほうがいいのかなというふうには感じました。

それから、11ページのところなんですけれども、法人設立により期待される効果ということですが、もしかしたら2番目に関わるのかもしれませんが、任意団体であった今の現状だと、例えば収益を上げるような事業って、多分難しかったのかなと思うんですけど、これ法人化によって、そういった収益化できる事業を行うことが可能なのかということをお伺いしたいなと思います。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） 法人による営利的な事業活動の可否といった趣旨の御質問をいただきました。

まず、従来、任意団体であります住民協議会におきましては、それぞれ自主的な活動の財源として、祭りの際に模擬店などで販売をした収益を得ていたり、あるいは、広報紙に広告を販売した収益を得ていたり、非常に規模は小さいながらも、一定の収益事業というのは行ってきておりました。その点、任意団体でありますために、適切な課税、税務申告等の面で一部課題があったことも、これまで法人設立に向けた検討の大きな根っこの部分にある課題として認識をしておりました。

法人が設立されて以降、まず法人にとりましては、指定管理業務そのものが、大きな課税の営利事業に該当してまいりますので、基本的にはそこが課税対象事業、売上げに当たる事業になります。

そのほか、助成金で御支援をします住民協議会のそれぞれの活動につきましては、まず住民協議会活動というのは、営利活動、何かもうけを追求して事業をしようということではなく、住民同士のコミュニケーションを活発にしたり、地域に対する思い入れですとか、地域への愛着がより深まるような活動を充実させていくということが主目的になりますので、営利活動で何か収益を上げていこうということを主眼に置いたような事業活動ということは、現時点では実施するということは想定をしておりません。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。実施するかどうかは、多分法人によるのかなと思って、可能かどうかということをお聞きしたかったんですけど、方針としてそのような仕組みにはなっていないということですね。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの答弁に補足をさせていただきます。御質問では、一般財団法人を設立した場合に、収益事業は可能かということであれば、これは公序良俗に反しない限り、

[速報版]

仕組みとしては当然可能です。ただ、剰余金の分配はできないといった制限はありますけれども、仕組みとしては可能。

ただ、これを、収益事業を行っていくかどうかについては、現時点では検討に及んでないというような状況です。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。ありがとうございます。今、お金のことを聞いてしまったのは、次に関係するとか、指定管理がもうこの法人にほぼ決まっているとは思いますが、非公募で行われるんだと思うんですが。この指定管理料の交付なんですけれども、今まで7住協別々だったものが、これは法人にまとめて一括でということと、まず、これを確認したいんですが、よろしいですか。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） 指定管理料の支出方法についてお答えをいたします。

指定管理料、委員御指摘のとおり、従来は7つの住民協議会に個別に支出をしてまいりましたが、今後、法人が指定管理者に指定された暁には、1つの法人に対して一括をして支出をすることになります。ただ、その内訳の計上をしていくに当たりましては、1つ前の御質問にも関係してまいりますけれども、それぞれの施設、住協さんごとの活動の方針や意向というのが色濃く反映されていきますので、それぞれのコミュニティ・センター事務局に配置されております、それぞれの事務局のほうの職員が丁寧に住協委員さんたちの御要望や意向をヒアリングをしまして、現在行っているような形に近い姿で、それぞれのコミセンごとのニーズに応じた予算立てを、内訳としては積み上げまして、それを本部が取りまとめて、一括して市に請求をする。

市は、その内容を7か所ごとにそれぞれ精査した上で、お渡しする際には一括して、まとめてお渡しをするという流れを想定しております。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。じゃあ、住協ごとにそれぞれニーズが変わると、請求とか、予算計上するとか、額が変わってくるということなんですね。分かりました。

僕は、この、法人化したほうがいいかなというのはずっと前から思っていたことなんで、このまま進んでいくのはいいかなと思うんですが、ただ、法人になることで、指定管理料がどう影響するのかというところが気になるころだと思います。多分、公募しないということなので、増えるのか。それとも、減るということはないのかなとは思いますが、増えるにしても、大幅に増えると、これはどういうことなのかという説明が必要になってくるとは思うんです。

現時点で分かる範囲で構わないんですけど、この指定管理料については、どう影響するのかということをお教えいただきたいと思います。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） 法人が設立されたことにより、指定管理料の金額の増減に対する影響がどのように出るかという御質問について、お答えをいたします。基本的には、これまで7つのコミュニティ・センターの事務局が計上し、予算要求してきた方法と近い方法での予算要求を受けるということを想定しております。

法人として一元管理することになったからといって、それぞれのセンターの固有の管理経費が大幅に伸びる、あるいはそこが急に減るということは、現時点では想定されておりません。一部期待される効果としましては、経理業務の一元処理が可能になりますことで、それぞれの施設等で支払いを済ませていた公共料金ですとか、その他、委託料等の経費を、1つの法人で一括して大口の契約に取りまとめることで、一部料金プランが安くなったりですとか、一括で支払うことによる割引を受けられたりですと

[速報版]

か、そういったことによる多少の減は期待されるのかなというふうに、現時点では考えております。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。じゃあ、大幅に何かぼおんと上がるということは、今の段階では考えられないんじゃないかということですね。分かりました。ありがとうございます。

以上で終わります。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（伊藤俊明さん） すみません、もうかなり議論、出尽くしたとは思いますが、何点が質問させていただきます。

それでは、この法人設立の流れとしては、こういうことが進められて、非常にいいんじゃないかとは思いますが、これで法人化にして、またそもそもなんですが、役員の成り手不足だとか、高齢化とか、参加者の固定化というのは、かなり改善できるとお考えでしょうか。

また、この検討委員会の中でどんな議論があったのかなど。これは、流れとしては、法人化やおなしというか、こうせざるを得ないんだとは思いますが、メリットはある程度分かるんですが、デメリットというか、これにすることのデメリットというのも、検討委員会の中でもどんな議論が出たのかなということをお聞かせ願いたいです。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの御質問にお答えいたします。住協の委員の皆様の高齢化や、担い手不足の課題、これはもちろん、設立の背景として認識はされているものです。ただ、今回の法人設立がそのままダイレクトに、法人を設立したことで、当然、委員の皆様が急に若返ったり、担い手が増えるということは、期待はしますが、直接的にはなかなか難しいと考えています。

当然、高齢化、担い手不足の解消については、様々な対策を打たないと改善してこないだろうなという共通認識を持っております。その1つが、この法人化に先立ち、併せて進めさせていただいている、先ほどからあるウェブサイトのリニューアルであったり、それによる情報発信の強化です。それは住協の活動がどういうことを行われていて、委員の皆様がどういうタイミングで募集がされているのかですとか。

また、コミュニティ・センター自体の利用のしやすさ。これは施設予約システムを入れたことによって、かなり多世代の方がコミュニティ・センターにいらっしゃるようになっている。それによって、よりコミュニティ・センターを身近に感じていただき、その結果として、御自身も一緒に住協の委員となって活動してみたいという方が増えればいいという、そういうことは間接的には当然あると思うんです。

それは1つの施策だけではなくて、いろいろな施策を総合した上で、総体としてその効果が出るということが恐らく現実的なんだろうなというふうに考えてはおります。

一方で、法人化をすることによるデメリットとまでは言いませんが、実は先ほど、冒頭でちょっと御説明をした、昨年末から今年の初めにかけて、職員の皆様への説明会を住民協議会の在り方検討委員会が行いました。その際、我々も傍聴していたんですけども、そのとき出た御心配とか、御不安の声としては、人事異動が可能になることによって、これまでお勤めになられていたコミュニティ・センターから、全く行ったこともないようなところに行かされてしまうことへの不安というお声が多くありました。

ただ、これにつきましては、仕組みとしては、当然、人事異動ができるような仕組みになりますし、それによってスキルアップを図ることを1つの法人設立のメリットと考えているんですが、設立当初はそれぞれのコミュニティ・センターで、それぞれの職員の皆様が地域とつながりを持って、顔見知りの

[速報版]

関係をせっかく築いてきていただいているという経緯もありますので、すぐに異動をさせるというようなことはもちろん考えておりませんし、基本的には希望を聞きながら、適宜バランスを考えて異動することもできるということ。

あともう一つは、法人本部が新たに設置されますので、設立当初は、今、各コミュニティ・センターに配置をされている事務局職員の定数は変えずに、それにプラスアルファで法人事務局に職員が配置される、そういうことを想定しています。

ですので、例えば現時点でもよくございますが、体調不良等で中長期にお休みになられた場合に、人材の確保が非常に住協にとって厳しい状況があることがあります。そうした場合には、法人本部から速やかに人を手配をして、人員体制の安定化と強化といった面で、メリットになるのかなというような御説明をさせていただいております。

以上でございます。

○委員（伊藤俊明さん） 事務局の職員の方も、そういういろいろな御不安が。だから、あえてここにちゃんと職歴等は全て引き継がれるということを書いているんだなあとは思いますが。

それで、7つの住民協議会の会長が新設法人の理事に就任するとあります。このいわゆる理事長というのは、これ互選ですか、どのような形で。それと、また、この任期は充て職で、住民協議会の会長になったら、自動的にこの理事になって。この辺の法人の理事の決め方とか、そういうのがありましたら、お聞かせ願いたい。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの質問にお答えいたします。法人の理事についてですが、一般財団法人として設立する場合には、理事は3名以上ということで、最低3名いればいいというような条件となっております。そこに7人の住民協議会の会長に、それぞれの地域担当理事として就いていただくことが、先ほどの別の質問委員さんの御質問にもありましたが、住協の主体的な関与を担保する仕組みとして適当だろうということで、今検討しています。

ただ、理事、理事長をその中のどなたにするのか、または外部から、例えば学識の先生をお呼びするのかとか、そうした細かい点については、現時点では未定でございます。

以上でよろしいですか。

○委員（伊藤俊明さん） その辺も、いろいろと皆さんでよく話し合っ、よりいい形で決めていただければと思います。

あと、先ほど各住協への予算割じゃないですけど、それというのは、住民の人口割だとか、そういういろいろな事業をやっている内容だとかということの御答弁があったんだけど、その辺のある程度の基準というか、分かりやすいことでの基準というのも設けてもらわないと、この予算の配分のときに非常に議論が白熱しちゃうんじゃないかと思うんですが、その辺も、何か一定の基準だとか、地域割、施設割、事業の密度だとか、いろいろ、何かそういう議論は出ているんでしょうか。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） 住協さんに配分されます助成金等の積算の一定のルールにつきましては、現在、それぞれ最低限積算をするに当たっての基準というのはお示しをしておりますけれども、各住民協議会ごとの設立から、現在までの様々な経過もありまして、活動の内容や量などは、人口などとあまり直接関係なく、それぞれの住協ごとに大きく濃淡がある状況です。

法人を設立するに当たって、基本的には事務局の機能を法人で一元化するというところに主眼が置かれておりますので、既存の任意団体として活動をされていらっしゃる住民協議会様は、そのまま存続をす

[速報版]

るということを、ワーキンググループの中でも何度も確認をしてきたところですので、それぞれの地域で親しまれてきたイベントですとか事業等が失われてしまったり、あるいは平準化の名の下に共通化されてしまったりしてしまうと、地域の差、特性というのが失われてしまっはけません。

ですので、そういったことがないように、まずは現在、皆さんがやりたいと願われて、開催されている様々な事業等が維持できるということが条件にはなるかなと思います。その上で、せっかく1つの法人が共通して御支援を提供するということになりますので、ほかの地域での好ましい事例なども、他の住協さんにも御紹介をするなどして、効率化できるところは効率化を図りつつ、特徴や特性を発揮していただくところに関しては、従来と同様、あるいは従来以上に自由にやっていただけるような仕組みにしていきたいと、そういったことをワーキングのほうでも検討していきたいと考えております。

○委員（伊藤俊明さん） 分かりました。いずれにしましても、さらなる活性化に資するような取組、そして市民が本当によりどころとなるような施設になるように、またしっかり議論して、法人化の設立に向けて頑張ってください。よろしくお願いします。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（紫野あすかさん） よろしく申し上げます。この住民協議会やコミュニティ・センターというのは、三鷹市にとって、住民のコミュニティ創生の場として、住民や市民が主役の建物として、長年愛されてきた場所だというふうに思います。そもそも具体的には、成り手不足とか、担い手不足、高齢化などがあって、それに困っているから、こういうふうに法人化していこうというような流れのように受け止めております。

市としては、困難をこれまでどのように課題解決に向けて何か努力してこられたのか、それぞれ地域、7つ、持っている課題は違うかと思うんですが、どうしても法人化しなければ、その課題は解決できないから、このような経緯になったのか、その辺りは市としてはどのように感じておられますでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 今回のこの法人設立に向けては、市側から提案したということではなくて、あくまで住民協議会の在り方検討委員会のほうで、過去、かなり長期にわたって検討がなされて、何度もこれが提案されては、取組には至らないという経緯があったと聞いています。

そうした中で、このたび、これだけ高齢化や担い手不足をはじめとした様々な地域課題が複雑化していく中で、統一できる部分は統一してやるほうが適正な事務にもつながりますし、よろしいのではないかとということで、住民協議会のほうから提言書をまとめていただいて、市のほうに協力してほしいということで、話が上がったものでございます。

そうした様々な地域課題の解決に向けては、この間、数年で見ましても、例えばそれまで市としては、明文化された方針や計画というのは持っていなかったわけですが、住民協議会と様々な話合いの場を重ねることの中で、先ほどありましたが、基本方針や推進計画を取りまとめて、共通の理解に至っているところです。

中でも、推進計画の4本柱、施策の4本柱のうち、住民協議会の組織改革と意識改革という項目があるのですが、この組織改革というのがまさに今回、この法人設立や、DXの推進というものが当たるかと思えます。

一方で、意識改革という言葉をあえて入れさせていただき、それは住民協議会の皆様と話合いをした中で、もちろん取りまとめたものでございますけれども、大事なことは、制度を整えたり、市が支援をする、これは当然下支えとして必要なんですが、一番大切なものは住民協議会の委員や職員の皆様が、

[速報版]

まず自ら、これを積極的に活性化をしていくために、課題をどう解決していくのかという部分、ここに意識を高めていただく。

課題の整理には、市はもちろん支援をすることができのですが、解決する主体は、まず第一義的には住民協議会の皆様であるということをお互いにきちんと理解をして、定めるためにそういった方針と計画というものを定めさせていただきました。この流れを踏まえて、今回、法人設立の取組を進めておりますので、そのことを忘れることなく、今後も設立に向けて鋭意、様々な課題を検討していきたいと考えています。

○委員（紫野あすかさん） 在り方検討委員会のほうから出されたということは理解するのですが、この7つの住協があって、それぞれの課題も違えば、規模も違えば、持っている様々な問題意識も違う部分があると思うんです。この在り方検討委員会の中では、7つの住協の皆さんは、この法人化に対して異を唱える方はおらず、みんなが気持ちよくこれに向かっていこうというような検討の中身、会議の中身、総意であるのかというところは確認したいと思います。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 法人設立に向けては、令和6年5月に住民協議会の在り方検討委員会から、市のほうに提言書が出されました。この提言書をまとめるに当たっては、数年間をかけて様々な議論を経た後に取りまとめられたものが提出されたところです。これ、形式的には、当然各住協の中で、在り方検討委員会、基本的に毎月1回、会長と事務局長が出席をして開いているものですが、その後、役員会等で委員の皆様へ、その都度御説明をしていただいていると聞いています。

ただ、その説明を受けて、当然、委員の皆様、各住協、100名以上の委員がいらっしゃいますので、皆様が同じようにこれまで理解してきたかという、当然濃淡があると考えています。私どもも、会長、副会長が出席し、住民協議会の最高意思決定機関である住民協議会連絡会などでは、委員の皆様で質問が度々出ることもございます。

ただ、私、この間出ている中で法人設立に反対するというお声は一度も聞いたことはございません。法人を設立する中で細かいところ、例えば目的、今後、この目的というのは恐らく定款に書き込まれていくものかと思いますが、そういう細かい点については、もちろん委員の皆様、それぞれの思いがございますので、そこを丁寧にこれから共有と議論を深めて取組を進めていく必要があるなど、そのように考えております。

○委員（紫野あすかさん） 住協の皆様がこれまで自主的に活動をしてこられた、そのことが、今後法人化することによって変わっていくのではないかと懸念は当然出てくると思います。委員の方でも、この法人化の動きをまだ知らないという方も、あまりよく分からないという方も多く、一部の人たちが上で決めたんだというふうにならないように、もっと広く委員の皆さんや、このコミセンや、住協に関わる人たちも含めた説明会とか、利用する市民も含めて、意見を聞く機会などを設けるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 住協委員の皆様はじめ、職員の皆様にもそうなのですが、当然これから丁寧な説明が必要なことは重々認識しているところです。そのための1つのツールとして、現段階、検討の途上ではありますが、こうした基本的な考え方を定めることによって、この部分は決まっている、しかし、この部分については、継続して検討していく必要があるといったものをピン留めするために出てきたという役割も、この資料には大きくあると思います。

そして、この資料、これは5月9日、土曜日に住協連絡会で初めて内容が固まったものなんですけれ

[速報版]

ども、今、住民協議会のほうで、この基本的な考え方のダイジェスト版を作成していると聞いています。これ、さすがにボリュームがちょっと多いので、先ほど委員さんの御質問にもありましたが、なるべく多くの委員の皆様が同じ理解をしていただくためには、この基本的な考え方をさらに、より見やすく、分かりやすく、コンパクトにしたダイジェスト版を早急につけて、それを使いながら、委員の皆様や、職員の皆様に丁寧に説明していく予定であると、そのように伺っております。

○委員（紫野あすかさん） ぜひ市民にも開かれた運営をしていただくように、きちっとした説明は必要だというふうに思います。

今後この法人の職員、1つのコミセンで5人ぐらいということなのですが、その方も、法人の職員も替わっていくというときに、どのような人が職員として採用というのかな、募集されて職員になられるのかという、そのことはどのように考えておられますか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 現在、住民協議会の事務局職員の皆様は、住民協議会、それぞれ別の任意団体でございますので、それぞれの団体が募集をして、採用面接等をして、採用しているというような状況にあります。法人設立後は、細かな手続まではまだ当然定めてはおりませんが、基本的には法人の本部のほうで一括して、募集や採用の流れの事務を執り行うということになるかと思います。

その際、どういう方が適しているかという、その採用の仕方については何度もここで決まっていないことを申し上げるのは難しいところなのですが、基本的には、先ほど申したように、法人の理事に当然住協の会長の皆様が入られるということですので、地域の実情を勘案しながら、適宜適正な対象となる方を選考されるのではないかと、そのように想定されます。

○委員（紫野あすかさん） 11ページの書き方では、法人に変わることによって、これまでよりも身分保障等が厚くなるとか、組織の代表である会長が個人責任を問われる等のリスクが解消できるというふうにあります。これまでは身分保障が厚くなかったのか、会長が個人的責任を負わされて、すごく大変な目に遭われたような事例があったのか、その辺りはどうなのでしょう。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの質問にお答えいたします。事務局職員の法人設立によって期待される効果として、確かに基本的な考え方のほうに身分保障等が厚くなるという記載がございますけれども、これまで任意団体である事務局職員の皆様、そのことで何か不利益を負った事例が実際にあるとまでは聞き及んでいません。

ただ、当然任意団体でございますので、雇用主の安定性に関しましては、少なくとも法人化することで、間違いなく安定するだろうということは想定しています。

一方、会長個人が責任を問われるリスクにつきましても、これまでは、幸いなことに大きな事故があったようなことはございません。ですが、昨今、様々なニュース等で報道されているように、住民協議会も様々、コミュニティまつりをはじめとした多様なイベント等を開いておりますので、そういうところで何かが事故などが起きた場合には、今の仕組みですと、どうしても責任を最終的には会長が負わなければいけないという形になっていきますので、このことは解消すべきだということで、長年議論が行われていたと聞いております。

○委員（紫野あすかさん） これまでの運営に関わる権限や、責任は法人が持つということになるということなのですが、じゃあ、逆に地元の住民や、利用者の方や、委員の方の意見よりも、今後、法人化することで、例えば三鷹市の意向が優先されていくような運営になったりしていくのではないかと、う懸念も、ちょっと感じるところです。

[速報版]

地域の市民の施設として、市民の声を生かした運営や活動ができていくのか、その辺りについては、市民とのパイプを太くしていただきたいと、私は思うんですけども、その辺りはどうでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） ただいまの質問にお答えいたします。法人設立後も、住民協議会の自主性と主体性をどのように担保していくのかという問題は、ある意味、この法人設立の中で最も大事な問題だと、私どもも考えておりますし、住協の皆さんも考えておられます。

その中で、先ほど別の御質問でお答えしたものもありますが、基本的には3つの仕組みでこれを担保していこうということで、検討を進めています。これ、確定ではございません。

その大きな3本柱の1つ目は、各住協の会長に法人の理事に就任していただくことで、それぞれの地域の独自性や、住協の御意見等を適切に反映していくという仕組み。そして、もう一つは、新たな法人と、既存の住民協議会と、三鷹市との新たな三者による協議の場を設けようということを考えています。そこで、今は住民協議会と三鷹市の二者でそういう場を設けているわけですが、ここに法人を組み込むことで、三者の意見をきちんと酌み取る、連携を密にするということを考えています。

そして、最後は、三者による連携、協力のための協定、これ、先ほど予算の御質問でもありましたが、きちんとそうした形を残していくことで、住民協議会の今の委員の皆様や、事務局職員の皆様、そして我々市の職員も代替わりをして、設立当時の人員はやがて替わっていきますので、そうした替わった後でも、三鷹らしい住民協議会の活動というものがきちんと担保されるように、念には念を入れて様々な仕組みをそこに設定をして、保とうということで今検討を進めているところです。

○委員（紫野あすかさん） 法人化して、全体の運営が統一されることで、市としては管理しやすくなっていくのかなとは思いますが、利用される市民にとってどうなのか。使いやすい、市民のための施設として、地域の市民のよりどころになる役割を果たしていただきたいと思いますし、その点にはちょっと懸念があります。

ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、7つの住協にも様々な個性があって、地域にそれぞれ根差した努力も、活動もされてこられたと思いますし、特色を生かした活動が今後も自由に伸び伸びとできるようなシステムでなければならないと思います。予算の関係とか、画一されたことによって、それぞれの個性、独自性のある自由な活動の運営ができなくなるのではないかとことを一番懸念するんですが、それは考え過ぎなのか、大丈夫なのか、その辺り、みんなが一番心配している部分であると思いますので、もう一度お願いします。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 御質問委員さんの御心配につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、我々も非常に大事な点だと考えておりますし、法人を設立して終わりではなく、法人設立が今後の住協のさらなる飛躍の取組のスタートだと思っています。これをお約束できるかどうかというのは、もちろんお約束するつもりでありますけれども。

例えば、1点、象徴的なのは、この基本的な考え方の表紙を見ていただくと、一番冒頭にコミュニティファーストと記載されています。これは、三鷹市と住民協議会がこれまで数多くの議論を重ねて、この基本的な考え方の取りまとめに至ったわけですが、決して法人設立が行政ファーストや、効率化ファーストではなくて、三鷹市があくまでコミュニティファーストなんだという思いを込めて、この言葉を入れていただいたと聞いております。

私どもも、それに非常に共感をしておりますので、その方向で今後も適正に検討を進めてまいりたいと考えております。

[速報版]

○委員（紫野あすかさん） ぜひ、利用される市民の方や、関わっておられる全ての方たちに不利益とならないように、様々な声を、たくさん意見や、いろいろな要望なども聞きながら、丁寧にやっていただきたいと思いますし、まだ私は懸念が残る部分が多くあるということを申し上げて、終わります。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、委員長を交代したいと思います。

○副委員長（紫野あすかさん） 委員長を交代いたしました。

○委員（谷口敏也さん） ありがとうございます。すみません、1点だけ聞きたいんですけど、法人設立、私も大賛成で、これを基にもっと若い人たちがホームページとかを見て、利用していただいたり、役員になっていただいたりということを期待しているんですけど、先ほど蛭澤委員からの質問で、この経費的なもの、あまり増減がないとおっしゃっていましたが、私のイメージだと、法人を設立して、その事務局機能を担う人の人数は、今までよりも増えるんじゃないかなと思うんですけど、その辺、増えないんですか。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） 法人を設立された後の経費について、御説明をいたします。先ほど、蛭澤委員からいただきました御質問は、指定管理料に関する部分のみでございましたけれども、法人の設立されて以降は、今、谷口委員が御指摘いただきましたとおり、本部に一定の職員を配置をすることは必要不可欠になりますので、その部分、職員の人件費といいますのは実は指定管理料ではなく、運営費の助成金というところで支弁してまいりましたので、そちらのほうでは、本部事務局で従事する従業員の人件費に関しては増加することが見込まれます。

○委員（谷口敏也さん） そうすると、設立した法人への指定管理料、要は7つのコミュニティ・センター、プラス、本部機能の指定管理料は、今までの7つの住協を足したよりも増えるということですよ。

○住協活動等支援法人設立準備担当課長（岡田考信さん） 総経費について、お答えいたします。コミュニティ・センターの運営にかかるコストといいますのは、光熱水費などのやや固定的なコストですとか、事務局長の人件費を指定管理料のほうで担っております。一方、窓口で実際にお客様と対する、従業員である現在の事務局職員の人件費等は、運営費助成金というほうで、2つに分けて支出をしております。

その合計を全体の管理経費だというふうに捉えますと、法人設立後は本部という新たな事業場が1つ増えることになりますので、総計しますと、指定管理料プラス運営費の助成金の総計では、本部事務局の人件費分が増になるということになります。

○委員（谷口敏也さん） 分かれば、それはどれぐらい見積もっているのか。要は、人がどれぐらい増えるのかな。多分、人件費の部分だけだと思うんですけど、それは人数的にはどう想定しているのか。今までの、例えばコミュニティ創生課の職員の方が出向みたいな形で入っていくのか、それとも別のところから新たな人を雇っていくのか、それは人数がどのぐらいなのかというの分かれば、お伺いしたいんですけど。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 新たな本部事務局に配置される人員や、職制等につきましては、全く今の現時点では未定でございます。

○委員（谷口敏也さん） ありがとうございます。

○副委員長（紫野あすかさん） 委員長を交代いたします。

[速報版]

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、以上で生活環境部報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 行政報告の(2)、健康福祉部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○健康福祉部長（伊藤恵三さん） 本日、健康福祉部からは、令和7年度に実施しました三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査と、三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査につきまして、先日、それぞれ冊子をお配りさせていただきましたが、この調査結果の概要について御報告をさせていただきます。

なお、この調査の結果を踏まえまして、本年度、令和8年度には、第四期三鷹市障がい者（児）計画及び三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画の策定に取り組みます。お配りしました資料につきましては、資料1-1と資料1-2は障がい者等の生活と福祉実態調査についてでございます。1-1につきましては、調査の目的と概要を、そして資料1-2は、調査結果のうち、前回の令和5年度に策定をいたしました第三期三鷹市障がい者（児）計画で定めた7つの基本目標の項目、項目の1は計画の推進という項目のため除いておりますが、6つにつきまして、その項目ごとに、計画推進による成果、あるいは現在の課題が分かるような、前回数値の変動が大きな特徴的なものなどを抜粋して、掲載しております。

資料2につきましては、高齢者の生活と福祉実態調査についてでございます。番号1に各調査の概要を、そして番号2以降に、各調査の結果において現在の課題などが現れたものなどを抜粋して、掲載しております。

それでは、担当の課長より、資料1から順番に御説明をさせていただきます。

○委員長（谷口敏也さん） 詳しい御説明ありがとうございます。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん） よろしく願いいたします。私からは、令和7年度三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査について御報告をいたします。

まず、資料の1-1を御覧ください。こちらは、調査の概要となっております。2の調査実施の概要のとおり、調査を実施いたしました。調査種別、調査対象等につきましては、前回からの変更は特にございません。表、最下段の回答率を御覧ください。括弧内が前回調査の回答率となっております。今回の回答率と比較をいたしますと、障がい者調査及び障がい児調査の回答率が上昇しております。

これは、表の上から4段目の調査期間にありますとおり、今回、調査におきましては、お礼状兼依頼状を送付するとともに、調査期間を2週間程度延長したことにより上昇したものと考えております。お礼状兼依頼状につきましては、調査に御協力いただいたお礼と、まだ回答をいただいてない方には、どうぞよろしくお願い申し上げますというような内容となっております。

続きまして、資料の1-2を御覧ください。こちらは調査結果の概要でございます。調査結果の主な特徴点につきまして、現在の計画の目標に照らし合わせ、6つの基本目標に合わせて順に御説明をさせていただきます。

まずは、左上、基本目標2、互いを理解し、認め合う地域づくりに関する項目でございます。設問としまして、1つ目の「差別を受けたことがある」という項目ですが、令和4年と令和7年を比較いたし

[速報版]

ますと、割合が下がっております。ここから、差別の解消が一定程度進んでいると分析しております。ただ、令和4年の調査では、差別を感じたり、または嫌な思いをしたことがありましたかという表現でしたが、令和7年度は、差別を受けたことがありましたかというような直接的な表現に改めさせていただきまして、より差別ということを浮き彫りにできるように改めたことが、影響があったかもしれないと考えております。

また、差別を受けた方の割合は減少いたしましたが、自由記述には、差別を感じた対応について、令和4年と同様に様々な御意見をいただいておりますので、引き続き、市としましては、差別解消の取組が必要と考えております。

2つ目の「成年後見制度を知っている」という項目ですが、令和4年と令和7年、割合が上昇していることから、成年後見制度の認知度は上がっていると考えております。回答の割合の中で、制度の名前を聞いたことはあるが、内容を知らなかったとの回答も一定程度ありますので、こちらも、引き続き制度の内容まで浸透するような周知をする必要があると考えております。

次に、上段真ん中の基本目標3、安心して住みやすいまちづくりの推進に関する項目です。設問としまして、災害の準備をする上で困っていることについて、障がい種別ごとに割合の高い回答となっております。身体障がい、難病者の方は、備蓄を保管するスペースがない。また、知的障がいのある方は、何を準備すればいいのかわからない。精神障がいのある方は、備蓄を用意する経済的余裕がないと回答しており、ここから災害時の備えに向けて、特性や状況に合った対応への周知ですとか、啓発等がさらに求められていると考えております。

続きまして、上段、右の基本目標4、障がいのある人の視点に立った情報提供と、相談支援の充実に関する項目です。設問といたしまして、情報をどこから入手しているかにつきましては、市役所窓口や、障がい者福祉施設スタッフ、または相談支援専門員、ケアマネ、それぞれ割合が上昇していることから、情報の入手先が増えたことにより、情報がより身近に入手できるようになったと考えております。

一方で、どこに相談したらよいか分からないについては、令和4年度と令和7年度を比較しますと、上昇していることから、相談先の周知が必要と考えます。

以上のことから、福祉サービス等の情報は比較的入手しやすくなってきた一方、入手した情報について、どこに相談したらよいか迷われる方が一定程度いるということから、さらに相談先の周知につきましては、強化が必要と考えております。

次に、表、下段、左の基本目標5、ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援に関連する項目でございます。設問といたしまして、入院している精神障がいのある方への問いとなっております。退院したいという方の割合が下がっておりますが、まだ5割の方が退院を希望されております。

また、希望する暮らしをする上で心配なことについてというところでは、住む場所、生活するための資金について割合が上昇していることから、退院後、地域で安心して住み続けられるために、地域定着支援ですとか、自立生活援助、また居住支援を含めて、ライフステージ、ライフスタイルに沿った支援をさらにすることが求められていると考えております。

次に、基本目標の6、社会参加の推進に関する項目です。設問としましては、障がいのある人が働くために必要だと思うことについて、多様な働き方が広がることや、雇う側の理解が進み、積極的に雇うようになることが、割合としては多くなっております。また、今は働いていないが、仕事に就くことの希望についてですが、障がい種別によって差はありますが、約3割から5割まで希望しております。こ

[速報版]

のことから、多様な働き方の拡充ですとか、障がい者雇用の理解促進など、就労支援の充実が求められていると考えております。

最後に基本目標7、障がいのある人を支える地域の基盤整備に関連する項目です。設問としましては、障がい福祉サービスを利用するに当たって困っていること。障がい児に関してですけれども、利用したい事業者空きがないことや、希望する時間に使えないなどの割合が上昇しておりまして、障がい児向けサービスの拡充が求められていると考えております。

また、どのサービスが利用できるかわからないや、どの事業者がよいかかわからないという割合は減少はしておりますが、まだ2割強の方がわからないということで回答しておりますので、よりニーズに合った事業所を選択するためにも、事業者の適切な評価ですとか、情報公開が求められているのではないかと考えております。

以上、御報告となります。

○介護保険課長（竹内康真さん）　続きまして、私のほうからは、健康福祉部からの報告の2点目になります。令和7年度三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査について、御報告をさせていただきますので、資料のほうは資料2を御覧ください。

まず、こちらの実態調査につきましては、御案内のように、3年に一度実施をしているところでございまして、今回は令和7年度版の調査ということになります。資料左上の1番、調査の種類・対象・項目・方法にございますように、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、介護・看護職員、ケアマネジャー調査まで、今回、全部で4つの調査を、昨年の10月から11月にかけて実施をしたところでございます。

このうち、向かって左側の2つの調査、ニーズ調査と、要支援・要介護認定者／介護者調査につきましては、調査対象項目で、御覧のとおり、市民の方や被保険者の方を主に対象としたものとなっております。これらの調査は国が推奨する調査でございまして、国のほうで指定している共通の項目につきましては、国のシステムに入力をするることにより、地域間の比較ができるものとなっております。

あとの右半分の介護サービス事業所調査や、職員調査につきましては、サービスの担い手の方を対象とした三鷹市オリジナルの調査ということになります。そして、主な調査項目といたしましては、健康や生活の状況、介護保険制度に関する評価、事業所運営上の課題、雇用及び勤務の実態、そして市への要望といったところを取り上げておりまして、いずれの調査も、調査結果を今年度の策定を予定しております、高齢者計画、第十期介護保険事業計画の基礎資料とするほか、広く市の高齢者施策に活用するために実施をしたものでございます。

そして、大きく分けまして、左の2つの調査のニーズ調査と、要支援・要介護者調査の所管は高齢者支援課、残りの事業所調査と職員調査につきましては、介護保険課の所管とさせていただきます。

実際の調査結果の結果の内容につきましては、先に介護保険課所管の調査から御説明をさせていただきますので、資料のほうは番号が少し飛びまして、右下の4番になります。事業所調査、職員、ケアマネジャー調査の主な結果になります。こちらの2つの調査結果の内容につきましては、総括的に言いますと、まだ人材不足ということが根底に横たわっているという印象を、改めて受けている次第でございます。

このうち、(1)の事業所調査における人材確保の課題ということに関しましては、全職種で見ますと、不足感を感じている事業所が73.2%と、非常に高い結果を残しておりますが、過去2回の調査結果の

[速報版]

推移から見ますと、令和元年度調査では70.4%、令和4年度が72.5%と、じわじわ増えてきているところではございますが、調査結果の推移で見ますと、今回は、それほど大きく増えているというところではございませんでした。

あと、不足感を職種別で見ますと、特に目立ったのが、現在、社会的にも懸念をされております訪問介護員、いわゆる訪問ヘルパーで、今回、御回答いただいた全ての事業所で不足感を感じている結果となっております。そして、新たな人材確保策として、外国人の活用を行っている事業所につきましては、令和元年度で13%、令和4年度で15.6%、そして直近の今回の令和7年度では19.8%と、その割合は上昇傾向にございますが、その反面、活用の予定がないとする事業所が46.9%と半数近くを占め、課題としては、言語、文化面が障壁となっているという結果となっております。

(2)の事業所運営上の課題といたしましては、良質な人材の確保が難しいが全体で58%と、過半数を超えるほか、訪問介護員・介護職員の年間採用率が14.5%に対しまして、離職率のほうが15%と、採用、離職がほぼ均衡し、雇用の不安定さが続いております。

また、今回から、この事業所調査において、収支状況に関する項目を取り入れております。そちらですと、全サービスにおける収支状況では、赤字が35.8%と最も高く、特に居宅介護支援、いわゆるケアマネ事業所では63.6%の事業所が赤字であり、収益の確保が難しい現状が見受けられます。

そして、最後の(3)の職員の負担感、こちらは職員調査によるものでございますが、こちらでは労働条件や仕事の負担を問うた項目で、人手の不足感と回答した職員が73.8%と最も高く、慢性的な人材不足が示されているほか、精神的にきついですとか、身体的な負担が大きいなど、精神的、身体的に負担を訴える職員がそれぞれ50%を超えるなど、精神、身体両面で、負担の増加も課題となっているところでございます。

私からは以上になります。

○高齢者支援課長（青山純一さん） 私からは、2番の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、及び3番の要支援認定者・要介護認定者と介護者の生活と福祉に関する実態調査の御報告をいたします。

まずは2番、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を御覧ください。こちらでは、引き続き、社会的な問題となっております社会的孤立と、4月に条例を施行いたしました認知症について着眼し、まとめております。

まず、(1)の社会的孤立について、前回、令和4年度の調査より、高齢者のみから構成される世帯のポイント数が増加しており、誰とも話さない日が週に1日以上ある方が、依然として20%を超えています。高齢者の社会的孤立が、本市においても、前回調査時と変わらず課題であると見受けております。

(2)の認知症につきましては、ア、身近に認知症の方がいる割合が、前回調査よりも増加していることに加えて、イ、こちらは、今回調査から新設した質問項目ですが、認知機能の低下について早期に発見したい方や、抑制できる可能性があるなら取り組みたいと回答した方が8割を超す結果となっております。

続きまして、資料、右上にお移りいただきまして、(3)、高齢者政策に対する全体的な要望につきましては、前回調査同様に在宅医療や在宅介護支援への要望が上位を占めており、続いて、表の右側の交通手段などの環境整備に関する要望が寄せられたところでございます。

続いて、大項目3番の要支援認定者、要介護者認定者と、介護者の生活と福祉に関する実態調査についてでございます。(1)の主な介護者の勤務形態では、前回調査に引き続き、4割を超える方がフルタ

[速報版]

イム、またはパートタイムで就労されており、こうした方々が介護離職にならない取組については、引き続き必要とされることが見受けられます。

(2)、災害時の避難については、同居の家族が手助けしてくれるとの回答は44%にとどまっており、半数以上の方が家族以外の方に頼らざるを得ないという結果でした。

資料2についての説明は以上でございます。

○委員長（谷口敏也さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。資料、説明ありがとうございました。まず、福祉の実態調査、資料1－2の基本目標3の結果で、障がいの方が災害時に向けてどうしていいかわからないという声が、この言葉が非常に現実的なことが並べられています。これを受けまして、今後の計画と、また、どのように検討されていくのか、今お考えがあれば教えていただきたいと思います。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん） 今いただきました災害時の備えというところでの御質問です。計画の中にも、もちろん、こういった結果が出ておりますので、結果を踏まえた上で、計画のほうには盛り込んでいくことを検討しております。

また、現時点でこういった対応というところでは、例えばですけれども、当事者の方が多く参加いただいている自立支援協議会などで、当事者の方から御意見をいただきながら、こういったものを用意すればいいのかというところを、生の声を聞きながら、実際の施策に生かしていければと思っております。

以上でございます。

○委員（佐々木かずよさん） 本当に私も、障がいをお持ちの方からお話を伺いますと、実際、大規模な震災が来たときには逃げられないし、このまま死ぬしかないんだみたいなことを、自暴自棄になるといようなお言葉を切実に伺うので、ぜひしっかり計画に盛り込んでいただいて、検討していただきたいと思います。

また、基本目標の4の情報提供のところなんですけれども、入手しているというのがアップしているとはいえ、どこに相談していいかわからないということも増えているということで、恐らく相談する方が、例えば市役所の窓口等で御相談をしたときに、ちょっと間違ったりすると、こちらは違うので、あちらへということで、どうしても部署を案内されて、また一から話さなければいけないといようなお声も聞いていて、ワンストップ化というんでしょうか、例えば第一報を受けた方が、ある程度つなぎ役というか、一からまた改めて説明しなくても、困り事を説明するのにまたもう一回というのは、非常に負担にもつながると思うんです。

その辺で、ワンストップ化の相談窓口等の検討等はされないのか、伺ってよろしいでしょうか。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん） ワンストップの窓口ということでございますと、現在、福祉総合窓口というものがございます。そこである程度お話をお聞きした上で、所管のほうにお回しするということはやっております。

また、御相談等を受けるときには、一歩踏み込んだ形で、こういったことがお困りかというのを聞いた上で、連携が必要な部署がございましたら、そこにつなげるような形で、職員は対応しておりますので、そこは引き続き対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひスムーズな連携、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[速報版]

続きまして、資料2の高齢者のほうの質問をさせていただきたいんですが、今、1番の調査の種類・対象・項目・方法というところで、4つ目の介護・看護職員、ケアマネジャー調査というところの回収率が、15.9%というのはかなり少ないなというふうに思うんですが、これはどうしてか、理由は分かりますでしょうか。

○介護保険課長（竹内康真さん） 委員おっしゃるように、10%台ということで、かなり回収率が低迷していて、前回調査よりもちょっと落ちている状況というのは確かでございます。

それで、その理由なんですけれども、職員調査は事業所を通して配布をさせていただいているところなので、直接的な理由というのは聞けてはいないんですけれども、そうした中で事業所のほうの状況を聞いてみると、各事業所、いろいろな御事情はあるようなんですが、日々の業務が多忙により、そこまですでになかなか行き着かないで、後回しになってしまうとか。そうした中でこの結果だったと思います。

それで、一応市のほうも、途中経過を見て、回収率が伸び悩んでいるというのはかなり危惧しておりましたので、集計に向けて、集計に影響が出ないようにぎりぎりまで、当初予定していた期日よりも延ばして回収率の向上を図ったところでございますが、最終的にはこのような数字になっているというところでございます。

以上でございます。

○委員（佐々木かずよさん） これ、介護、看護、ケアマネとなると、かなりの数のいらっしゃるのに対して、15.9%って、ちょっと低いなと思うんです。例えば介護職員の方とかであれば、大変かもしれませんが、市の方が例えば月1回、職員の方の会議のところに出向いて、最後の5分間ぐらいお時間をいただいて、その場を借りて、そこで一斉にやってもらうとか。

あと、ケアマネさんとか、これは事業所を通して送らなければいけないものなんではなかろうか。個別に、難しいんでしょうか、ケアマネさんとかの登録されている方に直接送って、回答をいただくとか、そういったことは難しいでしょうか。事業所だと、いろいろなものが送られてきたりとか、いろいろな通知が来て、本当にそれを仕分けるのも大変だと思うんです。

もう少しリアルな現場の声を吸い上げれる。現場の声ってすごい大事だと思うんですけど、その手法を前回も低かったとおっしゃったんですけど、次回に向けてでもいいんですけれども、何か工夫をされるということは、今後考えていただけるかどうか。

○介護保険課長（竹内康真さん） 委員のほうから、最初、お話がありました事業所へ向けての周知ということでは、今回、当初から事業者連絡協議会の役員会が定期的に行われておりますので、そちらで周知依頼を図ったところでございます。それでまた、終わりの頃も、このような回収率も見えてきておりますので、再度お願いを図っております。

それで、今後のやり方なんですけれども、確かにおっしゃるように、こういった回答がなくては、特に人材確保、定着についての市の施策ってなかなか立てづらくなってしまうと思いますので、なるべく当然回答いただくように、方法につきましてはいろいろな面から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（佐々木かずよさん） 大変だと思うんですけども、ぜひ現場の生の声を聞いていただきたいと思います。実際、事業所の方とか、訪問介護の方とか、本当に大変だというお声は聞きますので、リアルな声を吸い上げることが、現実に沿った施策につながると思うので、お願いしたいと思います。

[速報版]

それから、あと、2番目の高齢者・介護予防日常生活圏域ニーズ調査の結果の認知症のイのところ、早期発見したいとか、あと抑制できる可能性があるならば取り組みたいという、非常に前向きな回答が多くいただけたということに対して、今後の施策に生かしていこうと、いろいろな取組はここを基本に考えていこうということによろしいでしょうか。

○高齢者支援課長（青山純一さん） 8割を超える方がこうした回答を示していらっしゃいますので、大変重要な質問項目になっているなというふうな認識でおります。今年は、4月に施行された条例の具体的な計画をつくっていきたいと考えておりますので、そちらにどのように盛り込んでいけるかを、ただいま研究しているところでございます。

一方で、先進自治体と申しますか、実際に早期発見等に取り組んでいる自治体のほうでは、例えば健診の受診率が低かったりとか、そういったお話も聞きますので、現在のところは、市内の認知症に係る先生方にヒアリングをしております。例えば、検査するにしても、簡易的なスクリーニング検査ではなくて、MRIと神経心理検査を組み合わせた確定診断に近いような形でするのがよいのではないかという意見もお聞きしておりますので、まさにただいま研究中といったところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） ありがとうございます。ぜひ研究していただきたいのと、あと、もちろん、ドクターの意見、医療関係の意見も非常に重要だと思うんですが、今、民間でも医療に行く前、行こうかどうか迷っているとか、行くのにすごく抵抗があるという方に、少し背中を押すようないろいろな知見がすごい研究されております。

私も先日やったんですけれども、今、40秒ほど自分の今日の1日を語るだけで、あなたは良好ですとか出てくるような、簡単なツールも開発されております。そうすると、そこでちょっと心配があったら、じゃあ、行ってみようかなという、1つの後押しになるというのを体験してまいりました。

そういった医療ももちろんなんですけど、もう少し民間の力も入れながら。あと、せっかくこの条例が施行されたこの初年度ですので、いろいろな角度をもって取り組んでいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますか。

○委員（太田みつこさん） よろしく願いいたします。まず資料1-2、障がい者等の生活福祉実態について。私もまず、基本目標3の災害時の備えについて、ちょっとお伺いしたいと思うんです。こちら、三鷹市で行っている例えば防災訓練ですとか、そういったところにも、ぜひ障がいを抱えている方も積極的に参加すると、地域のつながりですとか、参加している市民の方々も、障がい者の方たちがこういうふうに災害時に困るですとか、関わり合いができると思うんですが、そういった取組というのは、これまで何かされてきていますでしょうか。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん） 障がいのある方の避難行動というか、避難訓練につきましては、各事業所で、当然ですけれどもやっているところであります。ほかの様々な一般の方との連携した避難訓練というところは、現在のところ、まだそこまでは確立していないかなというところの認識でございますので、今委員おっしゃっていただいたところを含めまして、計画の中で、そこはしっかりと、施策として考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） よろしく願いします。実態調査の284ページ、こちらで災害時の備えとして足りていないこと、できていないことはなんですかというところの部分で、避難するときの介助、

[速報版]

支援者の確保が50%以上あります。地域とのつながりというのがなかなかつくりづらい障がいをお持ちの方たちにとっては、そういった防災訓練ですとか、事業所の中では、もちろんコミュニティはあると思うんですけども、実際の地域の方とのつながりの方法というのも、何かよい形で取り組む必要があるのではないかとと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○障がい者支援課長（畠根毅晴さん） 今委員おっしゃっていただいたとおり、地域の中でそういった防災活動というところは、地域の一員として必要かと私も思っておりますので、その必要性につきましては、私も認識しているところでございますので、こういった形でそういったものが実現していくかというのは、今後は考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員（太田みつこさん） ぜひよろしく願いいたします。

また、次、基本目標4、障がいのある人の視点に立った情報提供と相談支援の充実なんですけど、こちらに関して、これまで、今回、情報の入手は上昇しているというふうに数字として出されているんですけども、上昇した理由として、何か取組を充実されたとか、これまであるんでしょうか。

○障がい者支援課長（畠根毅晴さん） 情報の入手につきましては、例えば事業所連絡会等で情報提供をいたしましたりですとか、あと障がい者のしおりというのを毎年作っております。そちらを作成した後、ホームページですとか、三鷹のe-Bookに登録したりして、広く周知をしているところでございます。

また、個別ケースで相談があった際にも、そこは丁寧に情報の提供に努めておりますので、そういったところが情報の入手の上昇につながったのかなと思っております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） 事業所に通われている方ですから、事業所に所属している方については、そういった事業所のほうからの情報提供はあると思うんですが、個別に、私自身も障がいを持っているんですけども、特段そういった情報が届いてきていないなというのを実感しております。窓口に行けば、教えてはくださるんですけども、こういったことは随時状況も変わっていくので、そういった事業所とつながっていない方々についても、何か丁寧な対応ですとか、分かりやすい情報提供が必要と思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○障がい者支援課長（畠根毅晴さん） おっしゃっていただいたとおり、こちらとしては発信しているところではあるんですけども、情報になかなか行き着いていないというか、届いていないという現状はあろうかと思えます。それが、恐らくどこに相談したらいいか分からないというところにつながっているかとも思っております。例えばですけれども、今障がい者のしおりのほうには、相談窓口というか、障がいのある方の相談先については一覧になっているんですけども、障がい者のしおり自体、もしかしたらまだ行き届いていない、周知が届いていないということもあろうかと思えますので、例えば広報のほうに発行しましたですとか、そういった形でPRすることで、情報の入手、相談先についてさらに周知をしていければとは考えております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。障がい者のしおりについても、障がい者手帳をもらったときに頂いてだけで、その後、更新されたものとかいうのは一切もらっていないですし、恐らく皆さん、そういう状況だと思うので、更新されるたびにいろいろな制度が変わってたりですとか、

[速報版]

あと障がい者手帳の、ＪＲですとか、そういったものの更新の際、車の運転免許の更新の際に窓口に行くぐらいで、障がい者の方たちが直接的に窓口に行くということは、そんなに回数があるものではないと思いますので、そういうのも窓口に行って情報を収集するのではなく、何か伝える方法というのを検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○障がい者支援課長（畠根毅晴さん） 委員おっしゃるとおり、障がい者のしおり、私どもも一生懸命作っているところでございますので、それにつきましては広く障がいのある方にお届けしたいという気持ちは私どもも一緒でございますので、その手法につきましては、今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。例えば運転免許証の更新ですとか、様々な更新の手続のときに、必ずそれをお声がけするですとか、タイミングを追って、ぜひしおりを渡していただくような取組をしていただければと思います。ありがとうございます。

次、続きまして、資料２に進みます。資料２の高齢者の生活と福祉実態なんですが、２の介護予防・日常生活の主な結果の(1)なんですけれども、社会的効率、これのその他というのはどのような方の状況を捉えられているのでしょうか。

○高齢者支援課長（青山純一さん） その他につきましては、３世帯でお住まいの方等が類型として入っているものでございます。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、在宅介護支援に力を入れてほしいとの声が多くあると、資料を読んでいて感じたんですけども、どんぐり山で三鷹市在宅医療・介護研究センターということで取り組まれている、この最終目的として、三鷹市内に還元していくというところを目的としているかと思うんです。ここ数年、どんぐり山での研究成果というのを、何か地域支援に取り組まれた事例など、ありますでしょうか。

○高齢者支援課長（青山純一さん） どんぐり山での成果につきましては、今後の３年間に向けて、今、成果を取りまとめ中でございまして、もう少しまとまったところで、具体的な御報告ができるかと思っております。

○委員（太田みつこさん） やはり在宅での介護について、お困りの方たちは期待するところだと思いますので、しっかりとどんぐり山の成果を反映していただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（紫野あすかさん） よろしく願いいたします。まず、障がい者の実態調査のほうですが、今回、９月30日にお礼状兼依頼状を送付して２週間回答期間を延長されたということで、大変重要な延長だったかなと思うんですけれども、もしこれ、２週間延長していなかったら、もっともっと回答率が下がっていたのか。この効果については、どのように思っているのか、お伺いします。

○障がい者支援課長（畠根毅晴さん） 調査期間の延長についての効果というところでございます。そうですね、当初３週間という形で調査機関を持っております、９月30日が締めとなっておりますが、９月30日にお礼状兼依頼状を送付させていただき、そこから２週間という回答期間の延長というところをさせていただきました。

この９月30日時点では、回答率としましては、前年度並みぐらいの回答率にはなっていたかと記憶

[速報版]

しておりますので、そこから考えますと、この2週間の中で、かなり回答率については上昇したかなと思っております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん）　やはり、直接当事者の声を聞いて、課題をつかむために、このような実態調査というのはすごく重要な取組だと思いますので、ほかにもいろいろな調査をするに当たり、調査期間を延長して、そのお礼状兼、まだの方は、延ばすので、ぜひお願いしますと送られた取組は、ほかのところでも参考にできる、よいやり方なのかなというふうに思いましたので、よかったというふうに思います。

できるだけたくさんの当事者の考えていること、困っていることをつかむのは大事だと思います。今回、障がい者の実態調査ということで、御自身では回答できないという方や、重い障がいを持つ方などの調査についてはどのように行われているのか、また、できない部分があるのか、その辺りはどうなのでしょう。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん）　御自分で回答できない方も一定数いらっしゃいまして、そういった方々は、例えば保護者の方ですとか、あとは施設の方ですとか、そういった方から、直接やり取りをしているというところで、お声を届けていただいているというような調査になってございますので、そういった方も含めて、お声のほうはしっかりとお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん）　大変かと思いますが、声が上がりにくい部分のところ、声なき声を拾い上げていくという地道な活動も必要だと思いますので、ぜひ丁寧に協力していただけるように、これからも取り組んでいただきたいと思います。

また、せっかくすごく貴重な課題がたくさん入っている中身ですので、アンケートの結果がこのようなものになっていて、課題が、これが分かったの、これに取り組んで、今後は三鷹は計画を進めていきますとか、アンケートに答えてくださった方が、ああ、自分の声が政策に生かされているんだ、役に立ったんだというように思っただけのような、参加したという気持ちになっていただけるように、結果もしっかりお伝えしていく。

ホームページの公表だけでなく、具体的にお返ししていくという結果報告も必要だと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん）　委員おっしゃっていただいたとおり、アンケートに答えていただいた方へ、結果をどうフィードバックするかというところは非常に重要なところと、私も考えているところです。ただ、現在のところ、こういった形で、個々、アンケートに答えていただいた方に対してフィードバックしていくかというところは、すみません、今のところまだ考えているところではございませんので、そこにつきましては今後、調査研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん）　ぜひお願いいたします。今回の調査は、無記名での調査ということでよろしいですね。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん）　はい、無記名での調査となっております。

○委員（紫野あすかさん）　様々な数字での数の結果も見えてきているんですが、自由記載のほうには、本当に生の正直な思いとか、赤裸々なことを書いておられる方も結構いらっしゃるようには

[速報版]

た。これらの中身について、事実確認とか、調査が必要な部分もあると思うし、長期的な課題であるというふうに捉えられる部分、また、これはすぐに対応できる部分、様々な課題があると思うんですが、その辺り、自由記載の部分についてはどのように対応していかれるのか、参考程度にとどめておくのか、どういう扱いをされる予定なのか、お伺いします。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん） 調査する中で、自由記述欄というのも重要な御意見と、私は捉えておりますので、そういったところを含めまして、自由記述の欄につきましても、精査した中で施策ですとか計画のほうに盛り込んでいくというところで考えてみたいと思っております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） ぜひそうしていただきたいと思いますし、ああ、この方はこの支援についてまだ伝わっていないんだとか、今この人が誰だか分かったら教えてあげたいのにみたいな、ちょっともどかしい気持ちになるような回答も多々あったと思いますので、このアンケートですぐに答えをばっと出せないところがもどかしいんですけれども。

こういう具体的な中身を書いておられることが重要だと思いますので、ぜひ今後に生かしていただけるように、目標達成のための計画策定にしっかりと生きるようなものにしていただくよう、要望いたします。

高齢者のほうです。こちらも、本当に大切な調査の中身だと思っています。全体的には、この調査の回答率というのは上がっているのか。例年、毎回並みなのか、その辺りはどうなのでしょう。

○介護保険課長（竹内康真さん） 回収率について御質問いただきました。前回と比べると、まずニーズ調査、あと要支援・要介護認定者調査につきましてはあまり変わらずというところがございます。あと、介護サービス事業所調査、職員調査につきましては、先ほど職員調査でも御質問がございましたが、前回よりは残念ながら下がっているという結果になっております。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん） 先ほども話がありましたが、現場で働いている看護師さんや、介護士さんや、ケアマネさんたち、なかなか忙しいということもあったり、現場の仕事に追われているということも、この回答率の低さから見て想像できるところです。この結果を見ると、介護サービスの人材確保や人手不足、これは事業所さんの回答でも73.2%と高く、職員さんの回答でも73.8%と大きくなっています。結果、そのために良質な人材確保が難しいと58%の人が答えており、赤字の事業者が35.8%あると。全ての理由が繋がっている歯車があるんだなということも、見えてきます。

この人材の確保、人手不足の問題は早急な対策が必要だと思います。処遇の改善、必要ですが、その抜本的な支援というのは三鷹市だけではなかなか難しい部分もありますし、国に求めていくとか、早急な手だてを何か考える必要があると思いますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○介護保険課長（竹内康真さん） 委員おっしゃるように、人材不足というところが根底にあると思っております。それで、処遇改善のお話でしたが、そういったところは、機会を捉えて国に対してこれまでも行ってまいりましたが、要望してまいりたいと思います。

あと、人材確保策につきましては、これまで御存じのように三鷹市で種々の施策を講じてまいりました。今後も行っていくわけではございますが、東京都のほうでもある程度実施をしておりますので、その辺のところで、財政規模の大きい東京都のほうでできることは東京都に任せて、三鷹市でできることを、効率性等を考えてしっかりと今行っております検討市民会議のほうでも議論していきたいと考えて

[速報版]

おります。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん）　これから高齢化が進む中、様々な課題がたくさんあると思いますので、ぜひ介護を受けられる方、そして、介護の職で働いておられる現場の人たちの声をしっかり聞いて、今後の計画に生かしていただきたいと思います。

2の部分で、この2の認知症のところ、家族や親類などに認知症の方がいますかという質問に「はい」と答えた方が2.6ポイント増えたということですが、これは認知症の人が増えているのか、それとも受け止め側の意識が高まっているのか、この辺りはどのように認識されていますか。

○高齢者支援課長（青山純一さん）　2.6ポイントなんですけれども、回答していただいている方が2,740人とのことです。前回調査時に比べると若干の伸長があるかなといったような数値の結果になっております。回答には、認知症御本人が回答しているケースもございますので、認知症、市では今年条例施行をいたしました。それに向けて、去年様々ヒアリングしていく中で、本市でも認知症、あと全国的に認知症という症状が広まっていく中で、皆様の意識が少し増えた結果ではないかなと認識しております。

○委員（紫野あすかさん）　そうですね、大事なポイントだと思いました。せっかく三鷹市でも、認知症とともに生きるまち三鷹条例ができたわけですから、早期発見したいとか、抑制できる可能性があるなら、早く取り組みたいと回答している人が8割を超えているという面でも意識が高まっているし、認知症の早期発見のための健診のハードルを下げるということが、大きな取組の柱、要になってくるのかなというふうに思います。

確かに確定診断はMRIが必要だったり、お金がかかったりしますし、本人もその事実を自分で受け止める勇気がなかなか持てなくて、知りたいような、知りたくないようなで、どんどん先延ばしに検査をして、気がついたときには進行していたというような事例もたくさん周りで見かけることです。やはり、気軽に早期発見できれば、早く進行を食い止められるということなので、早期発見のための健診をなるべくハードル下がる、できれば無償化して、お金の面でも検査のハードルを下げていただきたいと要望したいんですが、その辺り、先ほど病院関係の方とも今話し合っておられるということなんですが、見通し的にはどういう方向になるのか、お伺いします。

○高齢者支援課長（青山純一さん）　費用面につきましては、ここで発言できないところではございますが、1つ、受診控え等につきましては、私ども、施行した条例が認知症とともに生きるまち三鷹条例という名称で施行いたしました。この条例の名に恥じないように、認知症は我々全ての者が将来なり得る可能性があるものだということ、その辺りをしっかり広報していき、認知症になっても、これまでの生活、本人が望む生活が続けられるようなサポート、そういったところも含めてしていくことによって、この8割の方が望んでいる、抑制できる可能性があれば取り組みたいであったりとか、早期発見、そういった取組にしっかりつなげていけるような体制づくりを、次期計画に盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん）　ぜひよろしく願いいたします。障がい者のことでも、高齢者のことでも、このような実態調査は、人権の問題や、暮らしの問題、福祉の問題、災害時の問題、様々なことにつながる、ほかの分野でも生かしていけるものだと思いますので、ぜひ今後も丁寧に取り組んでいただ

[速報版]

きたいと要望します。

終わります。

○委員（太田みつこさん） 1点だけ。高齢者の介護の件で1つだけ質問させてください。地域包括支援センターの名称が高齢者なんでもセンターに変更されたことは、高齢者を取り巻く環境に、より気軽な相談支援する体制づくりになったものと思っているんですが、一方で、実際に在宅での介護が必要になった際、どこに相談すればよいのか分からないという不安を抱えられている方がいるという現状で、必要なときに適切な支援につながるためには、日頃からの相談窓口の存在や役割について、丁寧に周知していくことが重要であると思いますが、その辺については、どのように進めていくとお考えでしょうか。

○高齢者支援課長（青山純一さん） この4月から、高齢者なんでも相談センターという愛称をつけたことについて御質問をいただきました。早速、各センターでは、なんでも相談センターと名のついていたくなどの取組を始めております。設立以来、従事されている方も、関係者、例えば民生委員さんであったりとか、皆さん、包括、包括という名称で親しんでこられましたので、ぱっとお電話に出るときにも、包括ですと言ってしまうことがまだあるというふうには聞いています。

先日の施設長等に集まっていた会議でも、大体6月ぐらいからは、共通して、なんでも相談センターと名のするようにしてもらうように依頼をしたところでございます。どこに相談していいか迷ったときに、ぱっと、ああ、そうだ、高齢者なんでも相談センターに電話すればいいんだと思っていただけるように、引き続き周知に努めたいと思っております。今週末の「広報みたか」でも、なにでも相談センターの件、載せますので、よろしくお願いいたします。

○委員（太田みつこさん） ぜひ皆様に知っていただける取組をお願いしたいと思います。私自身、今年に入って両親の介護が始まったんですけども、先日、高齢者なんでも相談センターに電話したところ、本当にワンストップで介護の認定まで進めていただいたことに大変感謝しております。ただ、最初にどこに連絡したらいいか分からないというところだと、そこから続かないと思ったので、私自身は高齢者なんでも相談センター、包括に連絡すればいろいろ教えていただけるということを分かっていたので、そこからスムーズな対応につながったんですけども、まずはそこに連絡するということを周知していくことが重要だなと感じていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ありがとうございます。

ほかによろしいですね。

以上で、健康福祉部報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 行政報告(3)、子ども政策部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 子ども政策部から、2件ございます。三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）に関するパブリックコメントの実施について、もう一点は、三鷹幼稚園跡地の利活用についてということで、御報告いたします。

1点目を私から、2点目は、長瀬子ども・若者政策課長から報告をさせていただきます。

[速報版]

まず、お手元、資料Ⅰを御覧ください。パブリックコメントの実施をするという御報告でございます。Ⅰ枚目のリード文に書いているとおり、子どもの権利を擁護し、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現するために、この条例制定に向けて取り組んでおります。これまで、子どものワークショップやアンケートを行うとともに、学識経験者によります検討委員会での検討、協議を行いまして、このたび条例の案、骨子としてまとめさせていただきました。

その下の2の意見募集の期間です。令和8年5月18日、月曜日、来週の月曜日から6月7日、日曜日までの21日間でございます。

3の資料については、この後、説明させていただきます。パブリックコメントの資料の入手方法につきましては、他のパブリックコメントと同様に、ホームページ、その他市の施設でも見ることに、配付することをしております。

意見の提出につきましては、記載のとおりでございますが、L o G o フォーム、または直接だったり、郵送、電子メール等でお受け付けをいたします。

6の今後の予定ですが、終わりまして、まとめが出来上がりましたら、9月に議案として上程させていただき、議決をされましたら、10月の施行というふうに考えております。

おめくりいただきまして、別紙、概要でございます。背景は、先ほどのものと、その他条約等のことを書いておりまして、3の基本的な考え方を御覧ください。条例の考え方といたしましては、子どもの権利を保障し、子どもの権利を守るまちづくりを推進するために、子どもの権利の内容を明確にし、子どもに関する全ての事項について、子どもの最善利益を第一に考えるとともに、権利を擁護する仕組みを規定する、こういった考えの下で案としております。

おめくりください。ポイントを御案内させていただきます。骨子でございます。条例の目的につきましては、先ほど述べました基本的な考え方ととおりでございます。定義としては6つ、子ども、保護者、市民、子どもに関わる施設、事業者等、市、このようなもので定義をいたします。1つ、ポイントは、子どもとしましては、18歳未満のもので一定程度切るといふ、そこだけではなくて、18歳以上の者であっても、継続的に支援が必要な者、発達の過程にある者を含むというふうにいたします。

3の子どもの権利でございます。列挙しておりますのは6つでございます。安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、それから次ページでございますが、意見や思いを伝える権利、支援を受ける権利、社会に参加する権利でございます。児童の権利条約をベースにしつつ、検討委員会の中でも、十分にここは検討いただいて、このようなことでまとめております。

4には、先ほど定義をいたしましたそれぞれのものについて役割を市、保護者、市民、子どもに関わる施設、事業者等の役割ということで挙げております。特に市の役割としましては、2行目の後段になりますが、子どもに関する施策を、子どもの意見や思いを尊重しながら総合的に実施する、こういったものを挙げております。

その下、5でございます。子どもの権利を守るまちづくりといたしまして、先ほどの権利だとか役割、こういったことも踏まえまして、合計8点、まちづくりとして挙げております。1つ目は、子どもの権利普及・啓発、それから、次ページになりまして、子どもの成長や状況に応じた取組、教育を受ける機会の確保、個人の尊重及び差別の禁止、安心できる居場所づくり、子どもの意見や思いの表明の機会の確保、子どもの社会参加及び参画の推進、最後、子どもの話を聴く仕組みづくりというふうにしております。

[速報版]

あと、この条例のポイントの大きなもう一つとしては、その下の6、子どもの権利擁護でございます。市長の附属機関としまして、三鷹市子どもの権利擁護委員を設置いたします。

次のページになりますが、擁護委員の職務でございます。子どもの権利侵害についての相談に応じる。そして、必要な助言、支援、調査を行います。内容によりましては、子どもの権利侵害から救済するために、関係者間の調整や要請も行います。そして、意見を述べることもございます。その他の普及・啓発にも御協力をいただきます。

権利擁護委員の職責としましては、挙げているとおり公正中立な職務を遂行、それから地位利用の禁止、守秘義務を課すというふうにしております。

報告と公表でございますが、権利擁護委員はオンブズマンに近い形ですが、年度ごとに活動内容を報告する。また、権利の侵害から救済する必要があるというような場合には、市長に報告をし、場合によっては、市長は必要な措置を講ずることもできるといたします。また、さらに権利擁護委員が、先ほどの侵害からの救済の要請、こういったものを行った場合には、必要に応じまして公表することもできるというふうにしております。

7の条例の推進の体制でございます。まず1点目、計画としましては、こども基本法に基づく計画、三鷹市では子ども総合計画がこれに当たりますが、この計画を推進計画と位置づけています。また、推進体制としましては、市の部局はもちろんでございますが、関係団体等と横断的に連携をしながら、国や東京都、その他の機関とも連携して実施をいたします。この後、パブリックコメントをしまして、まともしましたら、また条例の案として出す中での御説明とさせていただきます。

まずは、1点目、以上でございます。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 私から、資料2の三鷹幼稚園跡地の利活用について御説明いたします。

これまで、三鷹幼稚園跡地の利活用につきましては、施設の概要や開設までの大まかなスケジュール、また、施設で実施する事業につきまして、一定の方針について御説明させていただいているところでございますが、このたび、より具体的な方向性が固まってまいりましたので、御説明させていただきます。

まず1点目、施設概要でございます。三鷹幼稚園跡地につきましては、現在、土地の所有者側で整備中でございますが、幼稚園の頃から樹木が残っており、自然豊かな場所であるために三鷹市森のひろばとの施設名を検討しております。今後、さらに地域の方々をはじめ、多くの方から愛着を持ってもらえるように、愛称名を募集してまいりたいというふうにも考えているところでございます。

(2)の利用対象でございますが、おおむね18歳までの子どもとその保護者でございます。休館日は、火曜日、祝日、年末年始としまして、開館時間は午前9時から午後7時まで。ただし、乳幼児親子や小学生の利用、また庭の利用につきましては、午後5時までを考えているところでございます。

運営は、委託方式の事業者による運営方法としまして、土地や建物は、これから所有者と賃貸借契約を締結する予定となっております。

続きまして、2番目のスケジュールでございます。運営事業者を6月から募集しまして、プロポーザル方式で、各事業者からの提案をよく吟味した上で、10月には事業者を決定してまいりたいというふうに考えております。所有者側で現在建築している建物の工事は順調に進んでおりまして、8月に出来上がる予定でございます。その後に、9月に土地建物の賃貸借契約を結びまして、2月のオープンに向けて、先ほど御説明させていただいたように愛称を決めるなど、また、開設に向けた準備を進めていく

[速報版]

予定でございます。

最後、3番目でございます。3番、主な事業内容としましては、以前の厚生委員会で御説明させていただいたところから大きな方向性の変更はございませんが、プレーパークの実施や、学校に行きづらい子に対する学習スペースの開放など、施設の特性を踏まえた上で、より具体的な取組を、現在検討しているといったところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（谷口敏也さん） ありがとうございます。市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（佐々木かずよさん） よろしくをお願いいたします。まず、資料1の裏面のこのパブリックコメントについて、お伺いをいたします。こちら、この期間でパブリックコメントを集めるということなんでしょうけれども、ここには在学の方ってありますけれども、例えば小学校、中学校、現役のお子様、教育委員会との連携等を行って子どもの声を直接聞く取組をされるのかどうか、伺ってよろしいでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） こちら、ポスターと、あと学校の配信システム「校支援」というのがございますが、これを通じまして、パブリックコメントの御案内を配信していただくようお願いをしております。ですので、各家庭にこういうのが行き届きまして、もちろん今の小学生・中学生、子どもたちからの御意見もいただきたいと思っております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。幅広い意見を集約していただければと思います。

それから、3ページになりますが、5番の子どもの権利を守るまちづくりの1番に、毎年11月を三鷹子ども月間として定めるとございます。まず、この11月にされる根拠を伺ってよろしいでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） この11月というのは、虐待の防止月間にもなっております。そういったこともありまして、かつ、11月って子どものイベント等もいろいろ行われますので、市の施行の11月3日もありますが、どちらかというといろいろな子どものものをやっておりますので、ここをというふうに考えたところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。では、具体的に今分かるところで結構ですが、例えば11月の月間にどんなことをされて、子どもの権利を守るということを周知・啓発していくのか、もしお決まりであれば教えてください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） まだ具体的にということはございませんが、例えば考えているのは、先ほどの意見というところでいくと、子どもの意見を聞けるようなワークショップのようなものであったりというのは考えているところです。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。期待しております。

次のページの4ページに行きます。(8)番に、子どもの話を聞く仕組みづくりというふうにございます。子どもの声を聞くって非常に大事だと思っているんですけど、声を上げやすい子どもだけではなく、例えば不登校のお子さんであったり、ヤングケアラーの方であった、障がい児の方、また外国籍のお子さんもいらっしゃるかと思うんですが、そういった方々の意見をどのようにして拾っていくとされているのか、もしお決まりであれば教えてください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 御指摘のとおり、なかなか意見を言えないというのがありますが、検討委員会でも話す中でも、意見というまではないんですけど、思いということもあり

[速報版]

まして、この条例には意見という言葉だけではなくて、「思い」という言葉も書いております。

今御質問いただきました(8)の中では、まず後段のほうの「また」というところは、本当に相談窓口ということでございますが、そうではなくて、相談の窓口ではない中で、御指摘のような、そういう話しやすい、こういうことをつくりましょうよと、耳を傾けましょうよと、こういうのをどの場であっても言えるような場を普及していくということは大事ななと思っております。

ですので、あとは、定期的な権利を普及していく中でのアンケート、こういうものもできる限り幅広くやる中で伺いしていきたいなというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） おっしゃるとおり、相談窓口だと、やっぱり来れる子しかなかなか声を上げられないと思うので、本当に全ての方々の声を聞けるように取り組んでいただければというふうに思います。

あと、5ページの権利擁護のところなんですけれども、専門職の方を配置するということでもいいのかということと、専門職というのは、どのような方で、どのような配置を考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 専門の方をお願いしたいと思っております。ただ、専門というのは資格だけではございませんが、まずは考えているのは、弁護士の先生を考えております。弁護士の先生、子どもの権利に関していろいろ活躍されている方もいらっしゃる。ただ、忙しいのでなかなかつかまらないという状況もございますが、まずは弁護士の方。

それから、ほかに子どもの心理的なこととか、子どもの権利のことで、いろいろなことを理解されている専門の方もお願いしたいなと思っておりますが、その具体的な専門分野まではまだ至っていないところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。じゃあ、これ、今後検討していただきたいというふうに思います。

7番の条例の推進とありますけれども、条例がいよいよできた暁には、この条例ができたということ、どのように理解促進を図っていかうとお考えされているのか、伺ってよろしいでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 条例をつくったより、その後のほうが本当は大事だと思っております。ですので、この後、子ども向けの解説だとか、パンフレットだとか、そういうのを作って、それを御案内をさせていただく。それから、先ほども言いましたように、定期的なアンケートをすることで、普及・啓発にもつながるかなと思っております。そのほかには、先ほどの月間でのイベント等、それから、各施設への御案内等もやろうかなというふうに考えているところです。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。よろしくお願いいたします。

次に、三鷹幼稚園跡地について伺わせていただきます。まず、若者という定義で、私は、若者というのは10代後半から30代前半かなというふうに思っているんですが、ここで利用対象が18歳未満の子どもというふうにされているところで、あの立地から考えても、幅広い若者の居場所でもあるべきではないかなと思うんですが、これ、やはり18歳未満ということの限定の利用対象になるのか、伺ってよろしいですか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 若者の居場所といったところで、こちらの三鷹幼稚園跡地におきましては、子ども・若者相談室を設置するといったところを検討しております。この子ども・若者相談室におきましては、三鷹市におきましては、若者の定義は18歳以上から30歳未満のものとい

[速報版]

うふうに定めさせていただいているところでございます。この若者相談室におきましては、30歳未満の方も御利用いただけるというような形を考えております。

ただ、こちらの建物の中の各諸室、遊びのスペースにおきましては18歳未満を考えておりまして、そこで、こちらの表記させていただいておりますのは、おおむね18歳未満。ただし、その他、市長が認める者として、特に子ども・若者相談室におきまして、若者の利用も可能というふうに考えているところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） であれば、そのような表記をしていただいたほうがいいのかなと。この市長が認める者が若者というふうには、一般の方はなかなか捉えられないかなあというふうに思うんですけれども、そこは難しいんでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちら、今後、パンフレットやホームページなどを作る時に分かりやすい表現を検討したいと思います。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ若者の居場所ということも、しっかりと分かるように発信していただきたいと思います。

それから4番目の開館時間で、9時から7時で、小さいお子さんたちは9時から5時ってあるんですけれども、乳幼児及び小学生の利用が9時から5時で、乳幼児と小学生が共存して、危険とか、よく公園でも、午後の時間帯になると小さいお子さんが遊ぶのは怖いというお声もあるんですけれども、こちらの建物は、この時間帯は共存しても大丈夫というふうな認識でお考えでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 実際には、遊びの部屋と、絵本を読む部屋と、そして多目的室と、ほかにも学習室などもあるんですけれども、それぞれ部屋ごとに分けて運営していきたいなというふうに考えております。

ただ、イベントを実施するときなど、多世代交流によって学ぶところもあると思いますので、そのときには、その部屋で同時に利用者が利用できるというようなことも考えているところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） そうなると、部屋ごとで分割して遊ぶようになって、行き来はしなくて、危険な可能性はないということでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 大まかなスペースとしては分けるような形も考えているんですけれども、実際には、部屋も可動式になっておりますので、危険な子がいると、運営事業者のほうで注意を促しながら、危険性もある中で共に交流も図れるといったところを、現在検討しております。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 補足させていただきます。全体としましては、まず午前中は多分乳幼児が中心であろうと。学校が終わってからが、子どもたちが来るのが多くあるだろうと。実際に、多世代交流センターもそのような流れが多くなっております。

ただ、どうしても夏休み、重なったりしますので、そういったところ、もちろん安全には気をつけながら、ですので、場合によっては、今長瀬が申し上げたように部屋を分けることもあろうかと思えます。でも、小さい子たちの遊ぶ様子も、小・中学生、見るということも大事でございますし、どちらかというと庭のほうがちっと心配かなあと。庭の利用で走り回るお子さんと、まだまだそばにいなきゃいけない、そういうお子さんが一緒になることは危ないかなと思います。

そこは、やっぱり安全には十分注意しながら。お近くにはすすくもでございますので、すすくとの利用者をうまく分け、すすくで走る場所がなくなってというお子さんは、逆にこっちの三鷹幼稚園跡地を使っていたとか、そういったふうなことをやりながらも、ただ、安全は十分に気をつけていか

[速報版]

なければならないというふうに思っております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。安全、大事だと思うんですが。私、今おっしゃったように、あちらの周辺、すくすく、のびのびもあって、実際、今現実、私、地域を回っていても、私が子育てをした時代と違いまして、公園とか、あまりお子さんがいらっしゃらないなあというふうに感じております。

このすくすくとのびのびの現在の実際の利用実態だったりとか、そこを見たときに、小さなお子さんということも、もちろん大事なけれども、今足りないのは、若者の居場所だったり、大きな学年のお子さんたちの居場所だったりするので、逆にこの新しくできる三鷹市の森のひろばは、少しそちらの方の学年を中心の居場所というような在り方のほうがスマートというか、危険もないですし、小さいお子さん用のは近くにあるわけですから、そういった使い方の分け方というか、そういう方向性というのは難しいでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） すくすく、のびのびとの連携を図りながらという旨を伝えさせていただきましたが、メインはやはり小・中学生、高校生が利用は多くなるというように想定しているところでございます。すくすく、のびのびにおきましても、3歳までという利用で、兄弟の理由、例えばすくすくでありますと、3歳の子と、その上のお兄ちゃん、4歳の子が来ますと、兄弟としてすくすくに入れないというようなことがありますので、そういったときには、こちら、三鷹幼稚園跡地を御案内していただくというような、そういった連携をとりながら運営してまいりたいなというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） また、これ、利用が始まった段階で、いろいろな実態を見ながら、非常に柔軟的な考え方というか、やっていく中でまたいろいろ方向性が変わるとかということもあるという認識でよろしいですか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） おっしゃるとおり、運営しながら、また実際の地域の方、そして利用者のニーズを聞きながら、柔軟にこの運営体制というのを考えていきたいというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、現実には即した活用方法、よろしくお願いいたします。

あと、3の主な事業内容のところにプレイパークの実施とあるんですが、このプレイパークは、実施とありますが、常設ではなく実施というのは、何か決まった月にやるというふうに考えているのか、それとも常設で常に置くというふうに考えていらっしゃるのか、どちらなのか教えていただいてもいいですか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） プレイパークにおける、まず定義でございますが、指導者がいる中での外遊びを、このプレイパーク事業というふうに位置づけたいなというふうに考えているところでございます。

プレイパークでございますけれども、現在、農業公園等で実施しているノウハウを生かしていきながら、この委託事業者が地域協力者の御協力をいただく中で運営していきたいなというふうに思っております。すなわち、実施の頻度でございますけれども、この地域協力者であったり、また運営の事業者と相談しながら、調整して定期的な開催を実施していきたいと思っております。

○委員長（谷口敏也さん） 佐々木委員、よろしいですか。

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

[速報版]

○委員（太田みつこさん） よろしく願いいたします。まず、子どもの権利に関する条例についてなんですが、これまでも権利の策定に当たっては、ワークショップでしたり、アンケートでしたり、細かく対応していただいていたかと思うんですが、今回のパブリックコメントについては、校支援での配信というのがメインで、子どもたちから意見を聞くというのは、そのほかは何か考えられていることはないでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 子どもの意見としましては、制定の際にいたしましたワークショップ、これに参加してくれたお子さんたちにまた集まっていただいて、みんなの意見がこういう形になったよと。どんなふうにすれば、もっと分かりやすいかなあなんて、どっちかという、この後の分かりやすさなんかも踏まえて、そういう意見を聞くような場を設けたいと思っております。

○委員（太田みつこさん） ぜひよろしくお願いいたします。これまでも結構丁寧に子どもたちの意見を収集していただいたかと思いますが、策定の最後までしっかりと対応していただければと思います。

また、子どもの権利策定に当たっては、今後、子どもに関わる方々にきちんと理解してもらうことが大変重要かと思うんですが、関係団体ですとか、幼稚園・保育園ですとか、子どもに関わる団体に対してはどのような対応を考えていますでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） この取組につきまして、今取り組んでいますよということも、園長会とかにもお伝えしておりますし、もちろん小・中学校にもお伝えをしております。ですので、さらに、この制定された後には、いろいろな関係者はたくさんいらっしゃると思うんです。地域で活動されている方々もたくさんいらっしゃると思うので、そこはいろいろな部を通じながらも、併せて普及・啓発ということでは御案内したいと思います。

○委員（太田みつこさん） まず、子どもたちにも理解もそうなんですが、関わる大人たちの理解というのが大変重要かと思うので、よろしくお願いいたします。

続きまして、三鷹幼稚園跡地の利活用については、冒頭、長瀬課長から話があったように、これまで施設の整備ですとか、進捗の方向性に関する報告が中心であったかと思うんです。具体的な事業内容については、検討段階であるとの説明がずっとあったんですけども、今回こちらに出てきた内容というのは、ほぼおおむね確定したものと考えてよいのでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 今後、プロポーザル事業者を選定するという旨、お伝えさせていただいたところでございますが、決まった事業者と話し合いを行う中で若干修正はあるかなといったところでございます。ただ、市のコンセプトとしては、こちらをお伝えした上で、事業者とよく吟味しながら調整してまいりたいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。よろしくお願いいたします。先ほども、随時運営しながら変化させていくというお話がありましたので、その辺も柔軟に対応していただけるといいかなと思います。

また、今回、この三鷹幼稚園の跡地の主な事業内容を見ると、先ほどの委員さんからもお話があったように、多岐にわたるような、三鷹の子ども政策で不足している部分をここに一気に詰め込んだような、そんな印象も受けるんですけども、何を目的とした施設なのか、誰に向けた施設なのかというのが分かりづらくなることを懸念しております。

この3月も、子ども家庭支援センターの様々な事業が一元化にされましたけど、窓口の分かりやすさですとか、そういったことは当事者にとってはすごく重要な視点なので、いろいろな事業をやることは大変素晴らしいと思うんですけども、先ほどほかの委員もおっしゃったように、何がメインなのかとい

[速報版]

うのがもう少し分かりやすくなるといいのかなと思います。

すくすく、のびのびのお話も先ほどありましたが、未就学児、未就園児、こちら保育園・幼稚園との関連もあるので、居場所というのが若干増えてきている。昔に比べると、保育園でしたり、幼稚園でしたり、行ける場所というのも多くなっていたりですとか、仕事をしている保護者が増えている中で、在宅の子育てをしている人たちというのが少なくなっている関係で、広場の利用というのは減ってきているような印象も受けますので、その辺、周辺の子育て施設との関係性というのを、もう一度しっかり見ていただきたいなと思っております。

子ども・若者支援課ができたことも、今回のここの場所をうまく使うにはとてもいいタイミングかと思います。それに期待している声もたくさん聞いておりますので、ぜひそこを東西の多世代交流センターと併せて、この森のひろばが小・中・高の子どもたちに利活用できるように進めていただけたらありがたいなと思っております。

なので、この辺の運営の整備といいますか、そういったことは、今後もう少しされていく予定はありますでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今おっしゃったように、どこを使うかというのは、いろいろ幅広になってきていて。ただ、一方で、利用される方にとっては、いろいろ動いていくこともあろうかと思うんです。こちらが思っている、中の利用でちょっと合わないとかいうこともあるので、なので、いろいろなところがあって、使ってもらおうということも大事かなと思います。

ただ、今おっしゃったように、東と西には多世代交流センター、児童館がございますが、真ん中部分にはないということがございます。そういった意味では、この新しい施設は大いに期待されてもおりますし、そこで機能を発揮するというか、居場所になってもらう、これは大変重要なことですので、今どうかというよりは、そういった面でいろいろな方をもちろん対象にしながらも、自分で行き場所を選ぶような、そういう候補になることが大事かなと思っております。

○委員（太田みつこさん） 三鷹幼稚園跡地の利活用のお話が上がってきた際に、地域の住民の方ですとか、三鷹幼稚園を利用していた保護者の方たちの声が最初に大変多くあったというのがこの背景にあると思います。そういった方たちからも、期待しているところとしては、のびのび、すくすくがある中で、ここがどうなっていくのかということであるので、改めてそういった方たちの声も聞いてもらいながら進めていただけるといいかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 実際に運営事業者が決まり、そして運営していく中で様々な声を取り入れながら、運営形態、そして実施のイベントなども考えていき、調整してまいりたいなというように考えております。

○委員（太田みつこさん） よろしくをお願いします。今回、子ども政策部からの報告なので、記載がないのかもしれないんですけど、今までの御報告の中では、地域の防災機能といったところも記載があったんですが、そちらはどのようになっていますでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 現在、防災安全部のほうで地域防災計画を改定するというように伺っております。その中で、こちらの位置づけについても、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。先ほど、部長のお話にもありましたが、この施設の目的ですとか、利用者目線に立った分かりやすい動線、役割整理が必要なのではないかなと思いますので、

[速報版]

その辺を今後に期待して、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（蛭澤征剛さん） よろしく願いいたします。今、幼稚園跡地の話があったので、ちょっと似たような質問になるかもしれないんですが、よろしくお願いします。

今まで、基本プランが出てきまして、もうちょっと詳しい事業計画みたいなものというのが出ないのかなと思っていたんです。先ほどもありましたけども、コンセプトとか、目的とか、どのようにやるかという、ちょっと詳しい内容というのは、運営事業者との話合いの中で明確になっていくということなんでしょうか。

跡地というか、この森のひろばの施設はどのような施設なんですかということに対しての周知には、そういったものが必要なのかなと思ったんですけども。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） まず、コンセプトとしては、子どもが主人公の施設であり、そして、利用する子どもが自主性、道徳性、社会性を学んでいただくといったところをコンセプトに、こちらの施設というのは運営していくといったところでございます。

○委員（蛭澤征剛さん） それは分かるんですけど、それは基本プランの中にもそうやって書いてありましたっけ。これから、こういうふうに進めていきますみたいな感じの方向性は、たしか基本プランのほうでは主に示されていたんですけど、具体的に詳細、森のひろばをこういうふうにしていくんですよということの、三鷹市としての方向性というのがちゃんと示されていないのかなと、先ほど太田委員の質疑からも私、感じたので、質問をしました。

というのは、もともと東にも、西にも児童館がありまして、中央にはないということで、あってもいいなとは私も思うんですけども、これは土地も借りるし、建物も借りて、事業者に運営を任せると、多額の経費がかかる事業ですよ。そうすると、今後、それなりの評価もしていかなきゃいけないと思うんです。

ということは、初めにコンセプトがあって、目的があって、こういう方法で、そして、じゃあ、こうやって評価しますよというような、運営方針のまとめみたいなものはないといけないんじゃないのかなと思うんですけども、そういったものはつくられないんでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 御指摘のところでいきますと、今、御意見いただいたようなものが、例えば基本プランの中では、施設は児童館的な施設を想定すること、それから、幅広い年齢層の遊び場にすることということで、若干、御指摘に沿わないところ、もしくは足りないところもあるかもしれませんが、方向性としては、子育てに関する情報収集ができる場所、また、子どもたちの様々な悩み事をいつでも相談できる場とするというようなことも挙げております。

先ほどの庭だとか、遊びのスペース、絵本のスペース、多目的スペースにも、こういったことをやりますよということは挙げております。さらに詳細な事業のものについては、この後、プロポーザルを行う中で事業者とも詰めてまいります。そのプロポーザルを行う場合に、今のコンセプトに沿ったもので提案をいただく。ただ、いただいたように、決して安い額ではないというか、かなり費用もかけますので、評価として、もちろん利用者の数は1つの目安ではあるかと思いますが。

東西の利用の状況も踏まえながらですし、あとは、利用される方々の満足度というか、利用してよかったよ。あと、相談もどれぐらいできたよとか、こういったものを見ながら、このようにより改善が

[速報版]

必要だねというようなことで、適宜、適時見直しも図っていきたいというふうに考えております。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。やっぱり基本プランのほうは方向性、ぼんやりした部分があったので、明確化したほうがいいんじゃないのかなということで、今質問させていただきました。

ほかの委員さんからも出ていますとおり、コンセプトが幅広過ぎて、本当だったら、もうちょっと絞ったほうがいいんじゃないのという意見が結構前から出ていたので、そこは評価基準として立てるために、はっきりしたほうがいいんじゃないのかなというふうに感じました。

利用のことにに関してなんですけども、基本的に小学生は5時までとするということは、それ以降に、恐らくこの2時間を利用して、若者相談室、一応若者支援機能もつけていくということだったのですが、5時以降は中高生のための利用を想定しているということですよ。そこを確認したいです。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） おっしゃるとおり、17時以降、5時以降の利用につきましては、中高生の利用と考えております。

○委員（蛭澤征剛さん） そうすると、なおさらこの5時以降のコンセプトというのをはっきりしていかないと、利用対象者を広げたとしても、利用されなかったとかいうことになるので、多額の税金を使ってどうなのかなというふうにもなりかねないと思いますので、この辺りのコンセプトをしっかりと、そのターゲット層、学習スペースとして利用してもらうのか、本当に中高生のどういう相談があるのかというの、僕は分からないですけども、想定されているのであれば、その辺りはしっかり何らかの形で明記されていたほうがいいのかと思いました。

これは、すみません、御意見ということで、よろしくお願いします。

あとは、条例のほうなんですけれども、一応、こういった条例というか、決まりと言っていていか分からないですけども、策定することなので、細かいところをお伺いする形にはなるとは思いますが、よろしくお願いします。

まず、2ページなんですけど、定義の中の市民とあります。市内に住みと冒頭に書いてあるんですけども、一番最後の部分、もしくは活動する人というふうになっています。これは、市内在住にかかわらず、子どもに関わる大人という意味でよろしいんでしょうか。ここを確認させてください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） この市民の中には、大人も子どもも、両方含まれております。今おっしゃったように、市内にも住んでもいないし、働いてもないんだけど、何か市内でボランティア的な活動をされていることもあろうかと思います。そういう方なんかを想定しているものでございます。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。ありがとうございます。それから、子どもの権利のところなんですけれども、気になるというか、どういう認識なのかなというのを伺いたいの、(2)の自分らしく生きる権利のところ。別に全否定をするわけではないんですけども、冒頭のこの「個性が認められ」というところ、これが個性って、多くの場合はポジティブに使われることが多いので、ぱっと読むと、別に問題ないかなというふうには思うんですけども、時として個性ってマイナスの面でも使われることがありますし、表現されることもある。

だから、個性だからという理由で、ちょっと横暴な振る舞いとか、社会的なルールやマナーを逸脱するような、軽視するようなことまでも、個性というふうに言われてしまったときに、これも個性ですよと主張されてしまった場合には、危険性が伴うのではないのかなというふうに、個人的には思っています。

[速報版]

なので、「認められ」というよりは、「尊重され」のほうが。例えば個人の人格や個性が尊重されるとともに、ぐらゐの表現のほうがいいのかなと思いましたがけれども、この辺りのお考えをお聞かせください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 議論する中で、この個性というのが一定の議論もございました。というのは、今おっしゃったのとは逆に、何か個性を持っていなきゃいけないんじゃないかみたいな、そういう捉え方をされないかというようなこともございました。ただ、今御質問いただいたようなことで言えば、じゃあ、個性が認められれば、ルール、マナーを破ってもいいのかって、そういうことでは決してございません。

お互いの権利を、お互いを尊重し合う、その上での個性が認められることでございますので、場合によっては、権利と権利がぶつかるというようなことも十分考えられるところでございます。それは、子ども同士の権利だけではなくて、子どもと大人の権利もそうでございます。そのときに、お互いを尊重しようよと、そこで調整を図ろうよということがございますので、決して個性を認められれば、全てルールやマナー、お構いなしというようなことで、ここを書いているものではございません。

○委員（蛸澤征剛さん） 分かりました。そのような認識でということであれば、特に異論はないです。そういうふうな解釈の仕方によって、いろいろな使い方って言っちゃ変ですけど、主張の仕方につながるんじゃないのかなと思ったので、一応お聞きしました。

今の部長の発言にもちょっと関係するんですけども、権利と権利というのはぶつかるときがあるというふうにおっしゃいました。確かに内在的な制約というみたいですね。この人、Aさんが権利を主張して、Bさんが権利を主張したときに、どうしても重なる部分があると。ある程度、基本的人権もそうですけど、公共の福祉みたいな条件設定みたいなのがあったりするとは思っています。

(3)とか(4)もそうなんですけれども、例えばこの豊かに育つ権利のところだと、遊び、学び、休息を取ることができ、安心できる居場所で、自由な時間を過ごせると、そういう権利がありますと。ただ、すごい極端な例を言えば、じゃあ、夜の公園で遊んでいていいのかと、例えばですよ。こういう、冒頭の部分に公共の福祉という言葉が適しているかどうか分かりませんが、そういうものをしっかり守れた上で権利が主張できるんだよという、その辺の部分がないので、認識としては、先ほど部長がおっしゃっていたような、権利と権利がぶつかる場合があるので、そういったものをクリアした上での、この権利なのかという、そういう認識でよろしいですかね。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今、御質問があったように、まさしく遊ぶ権利があるんだから、夜の公園で何時までも遊んでいいんだろうと。そういうのは、逆に子どもの最善の利益を考えた場合に、そんなに夜遅くまで遊んでいることがその子の利益なのかと。安全面でもそうですし、成長面、健やかさでいくとどうなのかというものはございますので、パンフレットなんかでも、そういうことじゃないよと。

遊んでいいから、何時までも遊んでいいものじゃないんだよということは、御案内はしていないといけないかなというふうに思っております。

○委員（蛸澤征剛さん） 一応、私も小学校で十数年経験してきたので、子どもの発想ってそうなんですよね、先生、書いていないじゃないですかと。ある程度法律の知識のある、理解のある大人であれば、そんなの常識だよと分かっているけども、子どもは、文言を見たときに、だって、自由って書いてあるよっていうふうに、それなりに主張するんですよ。

[速報版]

ただ、学校という現場では、ある程度、いや、それって違うんだよという話是可以するんですけども、これがぼおんとそのまま出るということは——僕は、入れるか、入れないかはどちらでもいいとは思っているんですが、調べたら、こういう権利条約なんかでは、そういった文言を入れないこともあるというふうに例示されていたので、ただ、認識として、市はそこをしっかりと理解しているかというところで、今ちょっと質問させていただきました。

あと、続いて3ページのほうなんですけど、これもすごい細かいところで、申し訳ないですが、4番の(3)の市民の役割のところですよ。冒頭、子どもが権利の主体でありというふうに書いてあるんですけども、これを読んだときに、あまりにも「子どもが」にすると、子どもに寄り過ぎているイメージがあって、「子どもも」みたいな感じで、大人も子どもも権利に関することは一緒なんだよというふうな、そういうふうなニュアンスのほうがいいのではないのかなというふうに思っています。

これ、「が」にした何か強い理由とかがもしあれば、教えていただけますでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 強いというか、子どもは権利の主体だということがベースにありますので、すごい意図的にというか、基本的な全体、この条例をつくるに当たってのベースは、今まで権利の主体としてなかなか見られていなかったところが、いやいや、子どもちゃんと権利の主体なんだよということを言えるということが大事ですので、ここは「子どもが」権利の主体というような言い方にしております。

○委員（蛭澤征剛さん） 子どもがというのが駄目というわけではないんですけども、ニュアンスとして、子どもも一緒なんだよというふうなニュアンスのほうがいいかなと思って、ちょっとお伺いしてみました。

それから、4ページなんですけれども、(6)の子どもの意見や思いの表明の機会の確保のところですよ。もちろん、当然なんですけども、意見表明の機会って確保されなきゃいけないですし、8番の仕組みづくりというの、私は当然必要だと思っています。全ての大人が、これは意識しなきゃいけないことだとは思っています。

ただ、6番の一番最後の部分が、可能な限り反映させるよう努めますということで、努力義務のような形になっているんです。この辺りも若干気になるかなというのがあります。というのは、子どもに関わる施設って学校も含まれているわけですよね。学校の子どもたちにも周知するわけなので、先ほどの議論と同じような形になりますけれども、何でも主張していいんだと。主張はしていいんですけども、学校の現場も含めてですから、これ反映してくれないじゃないかみたいなことにも使われかねないのかななんて思っているんですけども。

これ、教育委員会にも了承を得ているということでよろしいんですかね。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） この検討を進める中では、もちろん検討委員会のほうには教育委員会の者も一緒に入って、一緒に聞きながらやっておりますし、中身についての全庁的なものも、確認してくださいなんかもしております。

ここ、御指摘のように、学校も含めて子どもに関わる施設っていろいろございます。なので、市民も入っていますので、逆に、反映させますということにはできないなということで、努めますというような表現にしております。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。ここの子どもに係る施設というのが入っていると、学校現場での指導であったり、そういう学習に影響するかということまでは行かないと思うんですけども、

[速報版]

どちらかというと学校のほうが制約が多い場所なので、子どもたちにとってはいろいろ意見は言いたいところはあるとは思いますが、ほとんど反映されないような状況があるので、この辺りは何か引っかかる子が、もしかしたらいるかもしれないなというところで、すごい細かいところなんですけども、質問させていただきました。ありがとうございました。

以上で終わります。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（紫野あすかさん） よろしく願いいたします。子どもの権利に関する条例、検討委員会でも細かく、すごく丁寧に話をされて、検討委員会の方の意見も取り入れられて、つくられた中身だというふうに思っています。いよいよパブリックコメントが来週から始まって、ラストの最後の段階に来ているかなと思います。

今回行われるパブリックコメントは、この資料の別紙にある概要と骨子が示されて、この骨子に関する意見を募るということになっています。子どもの権利に関する条例（仮称）（素案）は、最終報告書にも出された中身で、私たちも持っているんですが、なぜこの条例そのものの中身ではなく、骨子に対するパブリックコメントの実施となったのか。粕江なんかでは、この条例案そのものに対してのパブリックコメントを行われていましたし、杉並は骨子でのパブリックコメントとなっていました。その辺りはどうして骨子となったのかをお伺いします。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） いろいろなやり方が自治体によってあると思うんですが、三鷹の場合、条例をパブリックコメントするときには、ここ最近、ほかのものもいろいろございますが、骨子で御案内するというふうにしております。ですので、検討委員会では、案の手前の素案を検討委員会で検討いただいて、その際には、もちろん検討委員の皆さんには、いただいた素案を基にパブリックコメントは骨子で行わせていただくということも御案内をしておりますので、この検討するまでの流れはいろいろやり方は条例によってございますが、パブリックコメントとしてはこのような骨子という形でやるのが、今のところ三鷹のやり方でございます。

○委員（紫野あすかさん） 私はこの素案の前文、特に大人向けに書かれている、子どもは一人一人かけがえのない大切な存在ですというところと、それをまた、子ども向きに、子どもの皆さんと呼びかけて書かれている、この前文こそがこの条例の命だというふうに思っています。ここにこだわられて、この検討委員会でもいろいろ工夫を重ねてつくられた言葉だと思うんです。ここの部分がごっそりなくて、骨子だけになってしまうから、ほかの委員が心配しているような、この条例の目的とかがうまく伝わっていない部分というのものもあるんじゃないかなと思うんです。

骨子の最初のところに、素案の前文というのはなぜ入れられなかったのか。私は入れたほうがいいと思うんですが、これをはしょられた理由は何があるのか、お聞かせください。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 御指摘のように、前文については、委員の皆さんから大変いろいろ熱の籠もった御議論もいただいて、一定の報告を受けております。ただ、今申し上げましたように、前文は条例に載せる、本来は市として改めて提案させていただくものでございますので、そこについては、今後パブリックコメントの御意見なども踏まえながら、前文について改めてちゃんと載せたもので、条例案として御提示させていただくというようなことで考えております。

○委員（紫野あすかさん） 何のためにこれをつくったのか、三鷹市は何を目指しているのか、子どもはどういう存在なのか、大人は何をするべきなのかということが、この前文にはすごく端的に分かり

[速報版]

やすく伝えられていて、この中身こそが条例の肝になる部分だと思いますので、骨子だけでは内容が伝わらないんだということを、すごく今感じておりますので、ぜひこの前文の部分を大切に扱っていただきたいですし、これを伝えていく努力というのは必要だというふうに思います。

杉並の場合なんかは、本当にパブリックコメントになるまでに、小学校単位での意見聴取を15か所とかにしたり。そのほかにも、日本語学校に通っている中学生とか、特別支援学級に通っている子どもたちとか、ワークショップなんかも、15回以上行われていて、これでもか、これでもかというぐらい、いろいろな意見を聞いた上で、骨子のパブリックコメントということだったので、三鷹の場合は、1万2,000人以上の子どもの意見、アンケート、聞き取られたことはすごくよかったんですけど、何度も行ったり来たり示して、また、意見を聞いて、また示してということは何度もやられるべきだと思います。

今回のパブコメも、私は大人に向けての中身のように思いましたので、子どもは子ども用のパブリックコメントがあってもいいし、子どもの意見をもう少し最終段階でも聞いて、取り入れていくようなことが必要なのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 条例、いろいろありますが、今回、この条例はどちらかというのもちよっと言い方はあれですけれども、大人が子どもの権利を守るために、こういったことをやっていきますよという、大人がやらなきゃいけないこと、こういったことを挙げております。

ですので、検討する中で、例えば言い方も、子どもの言い方にしたほうがいいかなとか、条例の中身の議論もいろいろあったところですが、そういうことではないんだと。ちゃんと大人がどうやっていくということを示さなきゃいけないんだよということで、このような形にしております。ですので、検討委員会も、特に学識の経験の方々5名で構成する中でやりましたし、そこで、こういった方向性も確認しながらやっているところでございます。

今、子どものことでいくと、この後のほうが本当に大事なあとと思っております。前文の盛り込む内容も、条例に書いても、条例って子どもは見ないよねということもございます。じゃあ、ここの前文の部分を、子どもが日頃見るもの、パンフレットとか、そういうものに入れ込む形にするかな、なんていう話もしているところでございます。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） そうですね。だからこそ、つくる段階から、いろいろな人の意見とか、この条例というものを一緒に考えていく機会が少しでも多いほうがいいなというふうに思うんです。

先ほどワークショップもやられて、ワークショップに参加された方にはもう一度呼びかけるということもおっしゃっていましたが、同じ人じゃなくて、広く市民が関われる、何度も広く呼びかけるような、いろいろなことが必要なのかなとも思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 広く呼びかけることは大事だと思います。ですので、パブリックコメントが、もちろん子どもも意見を言えるんだよということがありますので、申し上げましたように、学校の配信の仕組み、校支援を使いまして、全小・中学生に配信をするというようなことで、するものでございます。

○委員（紫野あすかさん） だからこそ、子どもが読むものだからこそ、子どもの皆さん、あなたはかけがえのない大切な存在ですって書かれている、この前文を読んでもらいたかったなという思いがすごくあるんですよね。子どもに対しても、この言葉を読んで、考えて、意見も欲しかったなというふうに思ったので、ぜひ今回のパブコメはもうすぐ月曜日から始まってしまうので、難しいのであれば、別

[速報版]

の形でも、子どもたちだけに意見を聞くアンケートでもいいので、何か子どもの意見の表明の機会が多いほうがいいと思うので、この条例にも書かれているように、子どもの意見をもう一度聞きたいなと、聞いていただきたいなということを要望します。

あと、この素案と骨子のほうを見ていきますと、例えば骨子の6にある、子どもの権利の擁護の部分では、素案にはある、第5章、22条の2から5の部分の内容が骨子のほうには載っていません。これは、擁護委員の役割、どのように選任されるのかとか、中身が具体的に定められている部分なので、骨子にも載せるべき内容だと思いますけれども、ここは省かれているのは何か理由があるのでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 何か理由があるかという、これだけ特別にそうしたというわけではなくて、先ほども申し上げましたように、ほかの条例で、同じような——この間の認知症のこともそうですけど、人権のほうもそうですが、こういったものをお示しする中での整合性というか、それとも合わせたところでございます。

○委員（紫野あすかさん） 擁護委員は3人以内とし、子どもの権利に対して見識を有する者のうちから市長がとか、いろいろ再任できるとか、任期は3年とか、細かいことが書かれている部分ですし、実践的にこの体制をつくれるのかどうかに関わる具体的な重要な記述だと思いますので、記述すべきではなかったかなと思いました。

やっぱりここまでしっかりと、いろいろな状況を考えて、三鷹市はこれをつくっているんだということを市民に伝えるということはすごく重要だし、ああ、三鷹市は本気で頑張ろうとしているんだということも分かる部分だと思うので、ここは入れていただきたいかなと。ちゃんと擁護委員の設置とこの職務ということをはっきりさせていただきたいというふうに思いました。

大事な子どもの権利を擁護するために、子どもが本当に困っていること、これは自分は、権利侵害だとか、人権問題だということを、子どもは気づかないままに感じているつらさとか、痛みみたいなものをしっかり相談できる体制づくりや、専門の相談員さんたちにちゃんと相談ができて、必要であれば、子どもの権利に即して、擁護委員の人たちの力も借りて、子どもを徹底的に守るという立場で、擁護をしていくというところだと思うので、相談員に関してはすごく重要な部分だと思うんです。

具体的には、子どもが相談できる場所というか、相談員というのはどういう方たちがやられるのか、また、権利擁護委員という方たちは、どういう方たちを3名以内を想定されているのかというところをお伺いします。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 相談でいきますと、先ほどのお話、もう一つの報告のほうにあります幼稚園跡地のほうの相談室、こういったところで相談されるお子さんもいると思いますし、今既にある多世代交流センターだったり、地域の子どもの関わるようなところであったり、いろいろなところで相談することもあろうと思います。

そこで、これは権利の侵害だというときには、そういうところは、次は擁護委員の先生とお話ししようかということにつながることが考えられますので、相談員はそういった面では、日頃から子どもと関わる機会のある方、関わっている方、子どもに関する認識というか、知見のある方がございます。この擁護委員につきましては、弁護士は必ず入れつつ、弁護士を基本としながら、その他の子どもが話しやすい、子どもの権利のこともよく知っているし、子どもから話をうまく聞いてくれるような方とおっております。ですので、人選はこれからでございますが、そういったことに配慮しながら、お願いをしていきたいというふうに考えております。

[速報版]

○委員（紫野あすかさん） 後で出てくる三鷹幼稚園跡地の相談室、相談員にも関わってくる、この相談体制だということなんですけれども、相談できる人や、相談できる場所というのはたくさんあったほうがいいし、子どもの立場に立って、専門的にいろいろ相談に乗ってくれる、必要なところにつなげてくれる相談体制というのは、すごく大事な部分だなというふうに思っています。

先ほども、子どもがこの条例ができたことによって、権利ばかりを主張して行き過ぎるんじゃないかみたいな、大人、学校なんかでは、それがなかなかうまくいかないという現状みたいなことも、さっき委員がお話しされていました。学校でも、子どもの権利について学んでほしいし、教育委員会としても、これを柱とした教育の子育ての進め方もしてほしいと思いますが、学校でのこの人権、子どもの権利に関する条例についての学びというか、意見交換とか、ワークショップみたいな、学校単位での、先生も含めた、保護者も含めたようなことはできないのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 今御提案いただいたような、学校単位でのとか、そういったことはまだこれからの検討の段階でございます。普及・啓発をどのような形でやるのか。先日のアンケートにつきましては、本当に学校を通じて、学校の中でやっていただくというふうに、大変協力もいただいております。

子どもの中には、こういうアンケートで知ることができたみたいなこともいただいておりますので、先日、校長会にも私、行きまして、進んでいることも御案内させていただいておりますし、アンケートの結果なども随時フィードバックもさせていただいております。学校でいろいろな人権の勉強もしておりますが、その際、こういった三鷹の条例なんかもうまく使っていただけるようなものを、私たちは工夫してつくっていきたいなと思っております。

○委員（紫野あすかさん） 今後、子どもに関わる三鷹市の施策、支援、いろいろな事業において、この条例が絶対に生かせるようにしていくという意識の啓発、一人一人の市民、大人も含めて、この条例を知ってもらうということはすごく大事だし、今度、この子ども総合計画、すごくすてきな、分かりやすい、いいのができていますよね。

これも、条例をつくっていくと書いてあるし、これにも条例が生かしていけるような、双方向で子どもの権利に関する条例がみんなで生かされていくような施策が必要だなというふうに思ったし、こういう分かりやすい感じで、子どもの権利の新しい条例できましたというのも、子どもに分かりやすいものもつくっていただきたいということを要望いたします。

この人権擁護の委員の先生によって、すごく中身も変わってくるというふうに私は聞きました。今回、検討委員になってくださった山下弁護士さん、今、豊島区で子どもの権利擁護委員をやっていらっしゃる弁護士さんですけれども、この方の講演会があったので、聞きに行ったんですけど、本当に細かく子どものために働く、弁護士さん以上のことをすごくされていて、ああ、擁護委員の先生、ここまでやるんだ、すごいなと思って、こんな人が擁護委員になってくださったら、三鷹もありがたいなと、すごい思えるような中身だったんです。

なので、この山下先生たちがつくってくださって、三鷹の条例もいいものができたと思うとおっしゃっていたので、これが生きるように今後もよろしくお願いしたいと思います。

三鷹幼稚園跡地のほうです。これまで、公共施設としては経験のない、土地を借りて賃貸契約で、運営については事業所を募集して、10月に決定とありますが、この運営をされる事業所というのは、どのような事業所を想定されていますか。

[速報版]

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 事業所におきましては、プロポーザルで、どこの事業者が手を挙げてくれるかといったところでございますが、近隣の施設であったり、三鷹市において子どもに関しての施設を運営した経験のある事業者を想定している、そのような事業者に手を挙げてもらえるような形を考えております。

○委員（紫野あすかさん） 先ほどの相談室とも関わりもありますし、ちゃんと専門の日常的な相談ができるような体制を、この部分はつくっていただきたいというふうに思っています。三鷹市の職員がこの相談窓口を担うとか、専門の他の人が来るとかということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） まず、運営事業者のほうで、例えば社会福祉士であったり、また臨床心理士、そういった資格を有する方の配置というのを依頼するとともに、様々な子どもたちの声が、悩み相談が来るということを想定しておりますが、こちらの市のほうでも関わりながら、関係部署につながりながら、そして、場合によっては権利擁護委員との接着といいますか。そこについて結びつけるといったところも関わってまいりたいなというふうに考えております。

○委員（紫野あすかさん） ありがとうございます。ぜひ専門の方が担当していただきたいと思います。先ほど言った山下弁護士、豊島区の人権擁護の先生は、月に1回、このような子どもの集まる児童館とか、そういう施設に、何日は山下先生が来ますみたいな感じで、訪問もしてくれる。

そのときに、直接子どもが相談することもあるけど、ほとんどそういうことはなくて、子どもと一緒に遊んだり、お祭りをやったりとか、いろいろな話を聞いたりするような、日頃から子どもと一緒にすごく関わってくれる活動もするんだというふうにおっしゃっていました。なので、相談の体制とかは、相談しやすく、一緒に子どもたちと関わっていただけるような方をお願いしたいと思います。

あと、先ほどから出ている、この施設の在り方ですね。小学生のための遊び場や、読書スペースや、中高生のための居場所づくりや、プレイパークや、学習支援や、相談及び多世代交流って、結構盛りだくさんというか、中身がすごく多岐にわたっていて、大丈夫なのかというふうな懸念を何かしてしまうんです。建物も平屋造りで、スペースも限られていて、森のひろばという感じで、一番の売りはこれなんだ、みたいななのがちょっと伝わりにくい感じがします。

プレイパークも、急に突然入ってきましたが、プレイパークって、子どもたちが自由に遊べる場所、遊び場で、木に登ったりとか、たき火ができたりとか、泥んこになったりとか、従来の公園ではできない遊びができることをプレイパークと呼ぶと思うので、大丈夫なのかなあとか、今から設備は間に合うのかなとか、いろいろ盛りだくさんで大変だなというふうに思ってしまうんです。一番のこの目的は、子どもの遊び場を確保するという理解でよろしいのでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） おっしゃるとおり、様々な機能が入る施設でございます。また、メインとしましては、先ほど申し上げましたとおり、子どもが主人公の中で自主性などを育む場といたしまして、学びと遊びに関する事業、こちらの表であります一番上の部分、この部分が最も核となる事業かなというように考えております。

○委員（紫野あすかさん） あまり盛りだくさんにし過ぎて、中途半端に、これはちょっとできないってならなければいいなと思っています。先ほども出ていましたが、おおむね18歳未満の子ども、保護者及びその他、市長が認める者が利用対象ということは、18歳より上の、先ほど30歳ぐらいまでは相談に行けるということだったんですけど、入るときに、ぴー、あなた、25歳だから入れませんみたいなことにはならないのか。

[速報版]

入るときは誰でも入れられるのか、それとも、18歳以上の人は入るときにと呼び止められるのか、何かその辺の利用対象を年齢で定めてしまうと、あの人、変な人が来たみたいにならないのか、その辺りのルールというか、どういうふうに考えておられるのか、お伺いします。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） こちらの施設でございますと、多世代交流センターやむらさき子どもひろばなどもそうなんですけれども、事前の登録というのを、利用に当たりましては考えております。例えばそういった御家庭のほうから、うちの子、来ていますかと、そういった問合せにも対応できると思いますし、そして、施設内において安全に施設を利用いただくといった意味も含めまして、事前に登録いただいて、こちらの施設を利用していただくところを考えているところでございます。

○委員（紫野あすかさん） ということは、登録しなければ、急に友達と行ってみようよと言って、登録していなかったら、その子はいれないというようなことになりますか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） 多世代交流センターもそうなんです、お越しいただいて、その日に利用できませんと、そういった対応ではなく、その部分、柔軟に運用しながら、次、来るときにはこういったものを持ってきてねとか、そういったような形で対応してまいりたいなど。ただ、こちらにつきましては、繰り返しになりますけれども、今後、決まった後に運営事業者と調整しながら、そういった細かなルールというのを定めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（紫野あすかさん） 居場所でもあるし、相談する場所でもあるので、なるべく誰でも行きやすい、行ってみたいと思えるような広場にしていきたいと思います。

最後に、森のひろばという名前ですが、これは「百年の森」構想などと連携しているからなのか、それとも、これから樹木や植栽をたくさん植えて、緑をいっぱいにするような広場にしようという意味なのか、その辺りはいかがでしょうか。

○子ども・若者政策課長（長瀬雅之さん） メインとしましては、緑あふれるといったところ。今後、現在、土地の所有者のほうで施設を整備しておりますが、市としまして、賃貸借契約を結んだ後に、植栽などを周りに植えまして、緑あふれる施設をより一層、緑あるような形で、緑を増やしてまいりたいなというようなところから、こういった施設名を考えているところです。

○委員長（谷口敏也さん） よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

○委員（太田みつこさん） すみません、パブリックコメントを校支援でというお話なんですけれども、校支援にした理由というのを伺いしてもよろしいですか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 確実に皆さんに、小・中学生に、こういうのをやっているというのが御案内できる方法ということで考えたところです。

○委員（太田みつこさん） 校支援の登録は基本的に保護者がしているはずなので、保護者のほうが子どもにこういうのが来ているよって言わない限りは、直接的に子どもに届くことは難しいと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。保護者に関心がなければ、スルーされてしまうのではないかなというふうに思うんですが。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 併せて、案内のチラシ、先ほどの裏面にあったポスター、これも学校のほうに掲示していただくというようなことで考えています。

○委員（太田みつこさん） そうすると、直接的な子どもの意見をというところでは、少し不足があるんじゃないかなと思うんです。校支援を登録していない保護者もいなくはないので、登録していたり、

[速報版]

途中でやめてしまう人もいますので、校支援が確実にということはないと思うんです。子どもの声を聞くという意味では、もう始まってしまうのであれなんですけど、先ほどの委員さんのように、子どもの声を直接聞く手段が何かあったらいいのかなと思います。これは要望です。

以前、子ども憲章を三鷹市で策定したときにも、子どもサミットというのを通して、子どもの意見を聞いたような取組などもしていたかと思いますので、これまでワークショップだったり、様々行ってきたと思うんですが、改めて聞いてもらうようなことも、ぜひ検討していただければと思います。これは要望です。

あともう一点、すみません。三鷹幼稚園跡地、先ほど植樹をしていくというお話があって、この幼稚園跡地の利活用について、大分木が少なくなってしまったというときに、そういった話があったので、それがどうなっていくのかなとは思っていたんですけども、スケジュールの中で、8月に竣工して、9月から賃貸借契約ということは、9月以降に市のほうで植樹でしたり、今現在、大分三鷹幼稚園跡地、建物がどおんと建っていて、こんなに大きいんだというのをびっくりしたんです。

プレイパークをやるのであれば、その南側なのかなと思ったんですけども、大分建物の平屋が大きくありまして、これだけの内容をやるということであれば納得ではあるんですけども、その後、どのように植樹していくかというのも結構しっかり検討しなければ、切った意味がなくなってしまうと思うので、その辺はどのように進めていく方向でしょうか。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） 植樹は、どんなふうに利用していくかということと密接に関係すると思います。中には、近隣の園庭がない保育園の方が使いたいというお声もありますし、園庭はあるんだけど、一斉にみんなが使うのであれば、なかなか使えないから、年齢を分けながらということもございますので、こういった木、花ということももちろん考えられますし、プレイパークとしてやるのであれば、あまりいっぱい植え過ぎてもとがありますので、いろいろ使い方をしながらやっていきたいなと思っております。

イチヨウなんかも大分切られていて、前は結構イチヨウが落ちて、ギンナンができるな、なんて思っていたんですけども、それもできるまでは数年かかると思いますので、緑というのは最初からできるものではありませんので、徐々にそれを育てながら、みんなでつくっていただければいいなと思っています。

○委員（太田みつこさん） 今回、三鷹幼稚園跡地のこの緑の充実というところで、伐採に至った経緯としては、周辺のマンションですとか、そういった方たちのこれまでの経緯の中で伐採をしたというのもあると思うので、その辺は今後、進めていく中でしっかりと検討していただければと思います。

あと、緑の充実した中で子どもたちが遊べる環境というのは、プレイパークにこだわらなくてもできるかと思うので、その辺、運用方法を含めて、緑が充実した自然がある中で遊ぶということは、改めてしっかり検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかに忘れている方、いないですか。大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で子ども政策部報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 2の次回委員会の日程について、本件を議題といたします。

[速報版]

次回委員会の日程については、次回定例会の会期中とし、その間必要があれば正副委員長に御一任いただくことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長（谷口敏也さん）　　続きまして、3のその他でございますが、何か皆様のほうからございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。